令和４年　東川町議会　第２回定例会　会議録

１．招集年月日　　令和４年６月 16 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和４年６月 16 日　　午前９時 30 分
４．閉　　会　　令和４年６月 16 日　　午後４時 14 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　長	松　岡　市　郎	産業振興課長	菊　地　　伸
副　町　長	平　田　章　洋	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
教　育　長	杉　山　昌　次	診療所事務長	金　山　裕　之
会計管理者	西　原　　香	農業委員会会長	津　谷　俊　弘
企画総務課長	佐　藤　文　泰	農業委員会事務局長	北　口　由美子
適疎推進課長	窪　田　昭　仁	学校教育課長	大　角　　猛
保健福祉課長	佐々木　英　樹	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
税務定住課長	吉　原　敬　晴	子ども未来課長	藤　川　裕　充
文化交流課長	藤　井　貴　慎	選挙管理委員会委員長	西　川　宗　孝
東川スタイル課長	高　石　大　地	代表監査委員	安　井　繁　光
写真の町課長	竹　田　慶　介		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　阪部　友洋
12.町長提出議案の題目
議案第１号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第２号）について
議案第２号　東川町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３号　東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第４号　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第５号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第７号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第８号　全世代共生型”交流×活躍×健康”プラザ建設工事請負契約について
議案第９号　キトウシ保養施設太陽光発電設備整備工事請負契約について
議案第 10 号　公園線道路改良工事請負契約について
議案第 11 号　東川第二小学校長寿命化改良工事第一工区請負契約について
議案第 12 号　東川町立診療所大規模改修工事請負契約について

議案第13号　財産の取得について（建設機械）
議案第14号　東川町農業委員会委員の任命について
議案第15号　被表彰者の推薦について
諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第１号　令和３年度東川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第２号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第３号　令和３事業年度東川町土地開発公社の決算及び令和４事業年度の事業計画について
報告第４号　令和３事業年度株式会社東川振興公社の決算及び令和４事業年度の事業計画について

13．議員提出議案の題目

【一般質問】

鈴木　哉美　・学童保育など小学生の放課後に対する取り組みについて
杉本　岳大　・町内の福祉事業者の協力団体の発足と運営の支援について
鶴間　松彦　・新型コロナ禍における「マスク着用」の乳幼児・児童・生徒に対する新方針について
藤倉智恵子　・学童保育児童の増加について
山家　祥幸　・東川町のコロナ感染対策について
　　・道路標識の再点検について

閉会中の所管事務等の調査の申し出（総務文教常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（産業建設常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（議会運営委員長）
議員派遣について

14．議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15．会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
11番　鶴間松彦議員、１番　杉本岳大議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）　ただいまの出席議員は12名で会議定足数に達しております。
よって、令和４年東川町議会第２回定例会は成立しますので、開会いたします。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）　町長より本定例会招集の挨拶があります。
町長。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
皆さん、おはようございます。今回、令和４年の東川町議会第２回の定例会招集させていただきましたけれども、全員の議員の皆様方に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
今回、私どもが提案させていただきます案件につきましては14件、諮問が１件とその他報告事項がございますが、どうか全会一致で議決を賜りますようにお願いを申し上げたいと思います。
以上申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番鶴間松彦議員、１番　杉本岳大議員を指名いたします。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。
本定例会は、本日１日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（松岡市郎君）	ありません。
議長（高橋昭典君）	町長からの報告事項はありません。 議会からの報告事項は、別紙配付のとおりであります。 以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　議案第15号

議長（高橋昭典君）	日程第４「議案第15号　被表彰者の推薦について」を議題といたします。 提案理由と議案の説明を求めます。 市川副町長。
副町長（市川直樹君）	（登壇） ただいま議題となりました、議案第15号「被表彰者の推薦について」、提案理由と議案の内容について説明をいたします。 議案第15号「被表彰者の推薦について」、下記の者を表彰したいので、東川町表彰条例第12条の規定に基づき推薦するものとする。 今回は、東川町表彰条例第６条に基づく「特別功労表彰者」１名を推薦させていただき、議会の議決をお願いするものであります。 特別功労者として推薦しますのは、[redacted]にお住まいの青木哲也氏で、生年月日は、[redacted]生まれ75歳であります。 青木氏は、本年３月31日付で東川町農業委員を御勇退され、満12年以上勤務されたことから、表彰条例第４条第１項に定める自治功労表彰者の該当となりますが、農業委員会委員のほか東和土地改良区理事を20年務められ、スポーツ推進委員として36年、社会教育委員として18年、文化財調査委員として24年、行政改革推進委員として７年務められたほか、現在も、東川町土地開発公社の理事や学社連携推進協議会の会長のほか、姉妹提携を結んでいますラトビア交流協会会長など、長年にわたって、本業である農業経営の傍ら、町の振興発展のため多大な御尽力をいただいているところであります。 これらの功績が認められ、平成28年には豊かなむらづくり農林水産大臣表彰、平成30年には上川管内教育実践表彰、昨年２月には文部科学省の社会教育功労者表彰など数々の表彰を受けられております。 青木氏には、町の産業振興や教育・文化・スポーツなど幅広い方面にわたって御尽力をいただいているところであり、条例第６条の規定に基づく特別功労に値する御功績があり、他の町民の尊敬を受けるものと認められますので、今回、東川町特別功労者として推薦させていただくものであります。 なお、今回の推薦に当たりましては、東川町表彰審議会への諮問事項となっておりますので、６月８日に審議会を開催し、全会一致で、表彰適任者として議会に推薦すべきとの答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。 御決定いただければ、本日議場にて表彰をさせていただきたいと考えております。 以上、議案第15号被表彰者の推薦について提案をさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
本件は表彰案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、採決に移ります。
採決は、起立採決といたします。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、表彰条例第６条第２号特別功労表彰の該当者については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第５　一般質問

議長（高橋昭典君）　日程第５「一般質問」を行います。
通告順に質問を許します。
10番、鈴木哉美議員。
通告一問一答方式、両方とも質疑、応答45分間の時間制限を持っております。時間内に質問を終えるようにお願いをいたします。

10番（鈴木哉美君）　よろしいでしょうか。時間は何分までですか。

議長（高橋昭典君）　９時39分から10時24分まで。１分過ぎましたから、25分にします。

10番（鈴木哉美君）　それでは、私のほうから、学童保育など小学生の放課後に対する取り組みについて質問させていただきます。
当町の小学生が放課後に利用参加できる場として、共働き家庭のための学童保育以外にも、町が提供する多様なプログラムが充実してきました。私が調べたところでは、学習支援の「ゆめスクール」、英会話の「めだかのクラブ」、スポーツ活動では「ちびスポ」「ふぁんスポ」、遊びや学びの場の「放課後子ども教室」「わくわくプレイス」があると認識しております。
お子さんが小学校に入学したての保護者の方からは、いろいろあり過ぎてよく分からないという声も聞きました。それぞれの目的など概要と利用状況、登録者数や１回当たりの平均的な参加者数を御説明願います。
２番目として、学童保育について、令和２年度の行政事務報告書によれば、町内の小学校児童総数464名に対し、学童保育在籍児童数は約３割の137名でした。当町の学童保育の定員は150名ですが、今年度の希望者が定員を超えたということで、利用を希望したにもかかわらず、実際には現在利用できていないお子さんがいらっしゃると聞いております。その状況について御説明願います。
そして３番目として、この４月から「放課後見守りサービス」が新たな取り組みとしてスタートしました。少年団活動や塾や習い事が始まるまでや、保護者のお迎えまでの待機場所として、東小体育館とシニアセンターを時間帯によって開放し、見守りスタッフが常駐するということ

です。
　それに併せて、第一、第二、第三小学校に向けた送迎システムも町営バスと東交ハイヤーと第一地区のみまもりカーを組み合わせて工夫されました。
　実施開始から１か月以上が過ぎましたが、放課後見守りサービスの利用状況について伺います。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　ただいま御質問がございました学童保育など、小学生の放課後に対する取り組みについてお答えを申し上げます。
　１点目の小学生の放課後活動についてですが、教育行政執行方針で定めます３つの柱、『ふるさと教育の推進』『学力向上対策の推進』『国際教育の推進』による「生きる力の育成」の目標を地域と共有しながら、子どもの主体性を大切にし、自主性や創造性を育む東川らしい子どもを育むために様々な放課後事業を実施しています。
　放課後事業は様々ありますが、大きくは「学習支援」「スポーツ活動」「遊びと学び」の３つに分類され、利用目的に応じて多くの児童が参加しています。
　まず最初に、「学習支援」の２事業のうち、１つ目の「ゆめスクール」は、小学１年生から６年生を対象に、毎週火曜日と木曜日に東川小学校校舎内で行っています。算数を主体とした宿題、家庭学習を児童自ら取り組む学習をサポートするもので、各学年定員15名、現在35名が登録しています。令和３年度実績では、実施回数54回、延べ参加1,130名で、１回当たり平均21名の児童が参加しています。
　２つ目の「めだかのクラブ」は、英語指導助手ＡＬＴによる遊びやゲームを通じて楽しく英語を学ぶ教室です。小学１年生から４年生を対象に、中央Ａ１年生２クラス、中央Ｂ２年生、中央Ｃ３・４年生が改善センターで行い、西部、第一、キトウシ、第三地区は、各コミュニティーセンターで実施しており、現在各クラス12名の定員に対し、中央Ａ17名、中央Ｂ12名、中央Ｃ10名、西部地区５名、第一地区13名、キトウシ地区８名、第三地区５名が参加登録をしています。
　令和３年度実績では、中央Ａ26回延べ241名、中央Ｂ15回延べ102名、中央Ｃ15回延べ109名、西部地区13回延べ83名、第一地区10回延べ72名、キトウシ地区４回延べ15名、第三地区２回延べ10名で、合計85回延べ632名が参加しました。
　次に「スポーツ活動」の２つの事業のうち、１つ目の「ちびスポ」は、小学１・２年生を対象に、毎週月曜日の16時から東川小学校体育館やゆめ公園広場にて、遊びを取り入れ楽しみながら体を動かすことで運動が好きになり、体力向上を目指すものです。定員20名に対し、22名の登録があります。
　令和３年度実績では、実施回数26回延べ参加人数472名、１回当たり平均18名の児童が参加しています。
　２つ目の「ふぁんスポ」は、小学３年生から６年生を対象に、毎週水曜日の16時から東川小学校体育館やゆめ公園広場にて、スポーツ国際交流員ＳＥＡと一緒に英語を使いながら、いろいろなスポーツを楽しむ教室として開催しており、定員20名に対して21名が登録しています。

令和３年度実績では、実施回数33回延べ参加人数290名、１回当たり平均９名の児童が参加しています。

次に、「遊び・学び」の２事業のうちの１つ目「放課後子ども教室」は、ボランティア指導員の協力により昔遊びを中心に、安心安全な遊び場の提供をしています。中央地区は、毎週火曜日と金曜日、16時から改善センター及び羽衣公園周辺で行っています。また、第一、第二、第三小学校の児童を対象に、各学校体育館にて前期２回、後期４回の計６回、出前教室を実施しており、いずれも参加希望者全員が参加できるよう実施しています。

令和３年度実績では、中央地区55回776名、１回当たり平均14名の参加です。第一、第二、第三小学校区域の実績では６回で、１回当たり参加者数は、一小13名、二小10名、三小６名となっています。

２つ目の「わくわくプレイス」は、令和２年11月にプレオープンをし、令和３年５月のゴールデンウイーク明けから本格オープンをいたしました。子どもたちの遊びを中心に自主性・主体性・創造性を育める場として、小学校１年生から６年生を対象に、毎週月・水・木曜日の14時30分から改善センター及び羽衣公園周辺で行っています。現在121名の登録があり、１回当たり平均32名で、多いときは57名の参加があった日もありました。

以上が事業説明になりますが、今後も小学生児童を持つ保護者の方や来年小学校に入学する児童の保護者へ、コドモン等を通じて放課後事業について周知をしていきたいと考えております。また、子どものいる移住者家族には、税務定住課と協力をして放課後サービス一覧を配布するなど連携をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

２点目の学童保育について御説明を申し上げます。

近年、子どもを持つ共働き世帯の増加により、学童保育の申込みは年々増加しています。令和４年度の学童保育入所申込みは定員150名を大きく上回る179名あり、入所判定会議を経て、159名の入所決定を行いました。

判定会議では、応募申込みのあった世帯ごとの保護者の就労状況や家庭の構成等を確認し、優先度を決めて判定いたしました。

今回入所できなかった20名は、全員が小学５・６年生で生活の自立度が比較的高いと考えられること、そのうち17名が少年団活動や習い事などが始まる前の一時的な利用にとどまっていることなどを勘案して判定したものです。

また、特別な支援を必要とする学童児童の利用が増えていることから、指導員の増員で対応しようと募集をしておりますけれども、確保できていない状況もあって希望に添えないこととなったものです。

このようなことから、放課後の安心安全な新たな居場所として「放課後見守りサービス」を開始することとなりました。

次に、３点目の放課後見守りサービスの利用状況について御説明を申し上げます。

学童保育に入所できなかった児童や少年団活動、習い事などの始まる前や保護者が迎えに来るまでの待機場所として、４月18日より新たに「放課後見守りサービス」を開始しました。場所は、東川小学校体育館とシニアセンターで、全５名の見守りスタッフを確保し、シフトにより３名のスタッフが見守りを行っています。

14時30分から16時までは、東川小学校体育館を主に利用しており、４

月は実施日数６日、延べ利用人数52名、学年別では６年生12名、５年生13名、４年生16名、３年生２名、２年生３名、１年生６名で、学校別では東小が41名、一小６名、二小２名、三小３名となっています。１日当たり利用人数は９名、最高利用人数は13名となっています。

５月は実施日数12日、延べ利用人数128名、学年別では６年生36名、５年生18名、４年生37名、３年生15名、２年生６名、１年生13名で、学校別では東小104名、一小５名、二小10名、三小７名、東中１名となっています。１日当たり利用人数11名、最高利用人数は15名となっています。

また、16時から17時半まで、シニアセンターを利用しての見守り状況ですが、４月は実施日数９日、延べ人数32名、学年別では６年生２名、５年生14名、４年生８名、３年生２名、２年生ゼロ、１年生６名で、学校別では東小29名、一小ゼロ、二小３名、三小ゼロとなっています。１日当たり利用人数は４名、最高利用人数は８名となっています。

また、５月は実施日数19日、延べ利用人数67名、学年別では６年生14名、５年生19名、４年生９名、３年生７名、２年生２名、１年生15名で、学校別では東小55名、一小ゼロ、二小12名、三小ゼロとなっています。１日当たり利用人数４名、最高利用人数は10名となっております。

以上、回答させていただきます。御理解くださいますようお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　再質問とさせていただきます。

まずは、大変詳細な解説と御報告をありがとうございました。これだけ多様なプログラムが放課後に準備されているということで、本当に充実してきているなと思います。保護者の皆さんが迷われるのも無理はないかなという部分はあるわけですが、いろいろ特徴のある活動だなということで、これからもとても有効に活用していけることを期待したいと思っていますが、どのプログラムも時間帯が決まっているわけなんですけれども、まず１点目、短縮授業等があることがあると思います。下校がつまり早くなるというタイミングですね、この場合に学童保育は即その場から開始ということだと思うんですが、そのほかのお子さんの場合は、今の御説明でいくと見守りサービスが対応するのかなというふうに思われるのですが、見守りサービスは２時半からという形になっておりますけれども、実際、今までも多分短縮授業だったことがあるのではないかと想像されますが、それまでの２時半までの時間の対応というのに、若干保護者のほうからどうなっているんだろうという声もありましたので、そこの実際の運用の御説明を１点目としてお聞きします。

それから２点目ですね、ちょっと順序を逆になって申し訳ございませんが、学童保育のほう、５・６年生が結果的に現在利用できていないということではありますが、これ御説明を聞きますと、いろいろな事情を勘案してということで、一律に５・６年生がもう今後利用できないというわけではないというふうに思うわけですが、今後例えば空き状況が出たら、例えば５・６年生でも利用ができるのかとか、それからあとは、家庭の御事情的に何か厳しいものがあって、どうしても利用したいという場合には、５・６年生が全く利用できないという意味ではないのかど

うかを確認させていただきたいと思います。今のが２点目です。
　それから、これも学童保育に関して３点目なんですが、コロナの感染拡大の時期に学童保育を学校別にしてほしいという一・二・三小地区の方の保護者からの声がありました。
　確かに分散というのは１つのリスクを減らす方法ではあるわけですが、例えばこの秋からわくわくプレイスが第一、第二、第三校区にテスト的に出張するだとか、それから、めだかのクラブは今までも各地区ごとにされていたりだとか、そういうところで学童保育を１か所にしてきた経緯ですとか理由が多分あったと思うのですが、学童保育を簡単には各地区に、ポコポコ簡単にはつくれない理由も、文科省とか厚労省のいろんな規則があって難しいのかなと思うんですが、その辺について見解をお伺いします。
　そして、４点目になりますけれども、お話の中で指導員不足というお話がありました。こちらは、なかなか教員免許を持っている方というのはやはり限定されてしまうと思うんですね。かといって、今私たちのように一度大学を出てしまった、社会人になってから教員免許をすぐに取るということはなかなか実際難しいわけで、そうなりますと、国が行っている子育て支援員研修制度を活用するしかないのかなというふうに思うんですが、こちらのほう現在、どのような活用状況になっているのかをお伺いします。すみません、４点になりますが、再質問御願いします。

議長（高橋昭典君）

　杉山教育長。

教育長（杉山昌次君）

　再質問につきまして御回答をさせていただきたいと思います。
　短縮授業の場合に、サービスをどうするのかということなんですけども、基本的には短縮授業に応じて対応できるように見守りサービスを繰り上げて実施する体制にしております。
　ただ、例えば東川小学校で短縮授業があったとき、体育館で先生方が自己研修を行うというような場合があって、体育館が使えないような場合は、改善センターで受け入れると。で、３時半ぐらいになりましたらシニアセンターが空きますので、そちらで見守りをするような、そんなサービスを行っております。
　２点目の５・６年生が学童を受け入れることができなかったということで、今後もそうなのかということなんですけれども、これは学童の枠が今150名という定員でございます。その枠内の申込みであれば、５・６年生でも受け入れていくことを当然考えていきたいと思っております。
　また、今後、空きが出てきたらどうなのかということなんですが、それについては個別に御家庭の事情を勘案していきたいと思っております。また、家庭の事情で非常に困難な状況を抱えている場合は、相談を受けて、例外的に受け入れるなどの対応も柔軟に行っていきたいと考えております。
　続きまして、３点目の各地区で学童ができないかというようなことなんですけども、もし今後、学童利用希望者がどんどん増えていって、対応が難しい、あるいは３・４年生であっても受入れがきついというような状況が続くのであれば、それぞれ地区ごとで考えなければいけないと

思っております。
　しかし、学童開設には資格を持った指導員なり教員免許を持った方、あるいは保育士の資格を持った方が必要となってきますので、人員が確保できるまでは、例えば見守りサービスを各自治振興会の方と協議をしながら、場所をコミュニティーセンターをお借りして実施することを考えていかなければいけないと思っておりますし、また、資格人員の確保ができるような状況になれば、場合によっては、各地域での開設も視野に入れた検討をしていかなければいけないと思っております。
　それから、学童が１か所になった経緯ということなんですが、第一、第二、第三小学校区域で学童を利用する方というのは、昭和の年代から平成の10年代ぐらいまでは非常に少なかったと聞いております。
　そのようなことから、１か所で保育をするということで、開設当初は東川小学校、今のせんとぴゅあＩになりますけれども、そちらの空いている場所を活用してスタートをしたと聞いております。その後、東町会館が空きましたことから、東町会館の２階のホールを中心に活用して学童保育を受け入れた。東川小学校と地域交流センターが平成26年に完成してからは、そちらに移って１か所で保育をするというサービスになっております。
　それから、指導員の確保の関係について、これは中核市である旭川市が子育て支援員、放課後子ども指導員というんでしょうか、の資格講習を実施をしております。年に１回実施しております。周辺町にもある程度参加できるような御配慮をいただいておりまして、私どもとしても毎年たくさんの受講を申し込んでおりますが、残念ながら枠配分がございまして、希望どおりに受講ができていない状況でございまして、これからも毎年枠いっぱい使って資格者を増やしていきたいなというふうに考えております。
　以上４点と記憶しているんですが、よろしいですか。ありがとうございます。

議長（高橋昭典君）

　鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）

　ありがとうございます。今のお話で伺っておりまして、指導員不足の、一番最後のお話があった指導員不足の件ですね、これどうしても旭川市のほうで開催ということで、例えば町独自で開催というわけにはいかないということは承知しておりますが、この枠が大変少ないというのは非常に感じております。
　ましてや放課後の学童のほうの枠と、あと保育士のほうの枠とあるんですけども、学童のほうの枠が本当に厳しいなというのは、旭川の募集を見ていて承知しております。
　この辺は逆に違う形で、例えば連携ですね、旭川と周辺町村との連携の中でこういう問題を解決して、枠を広げていただくような方向に持っていっていただけないだろうかというふうに、ここでちょっと問題提起も考えたいと思います。
　そして、再々質問なんですけれども、１点伺います。このように今見守りサービスということで、各地区からの送迎システムの工夫で、先ほど教育長のお話にもありましたように、今後増えていくようであれば、学童を希望する方が増えていくようであれば、また見守りサービスを希

望する方が増えていくようであれば、もしかすると各地区の協力を得てということも考えなければいけないかもしれないというお話だったと思いますけれども、一方、全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザというのが今後できます。
　こちらの中でも、お子さんのコーナーですとかが計画されています。そういうところの活用、また羽衣公園に隣接するということもありますし、そちらの活用も含め、今後は各地域に分散をする方向で考えるのか、それとも現行のとおり集中していく方向で考えるのか、はたまた、ちょっと実はこれ働くお母さん方からの声として、東川町ですね、いわゆる会社勤めというのではなくて、自営業ですとか販売業、サービス業に従事しているお母さん方も結構いらっしゃいまして、日曜祝日も学童があったらいいのになという声も聞かれております。
　この辺も含めて将来的なこの先の考え、どういうふうなところを軸に考えていかれるのかという見解を伺います。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　御質問がございました各地区でのサービスあるいは新たに今できようとしております共生プラザの事業はどうなのかということなんですけども、今のところこの共生プラザを放課後サービスの固定的な場所とは考えておりません。
　ただ、例えばわくわくプレイスの、とある日の時間帯を、そちらを利活用させていただく、あるいは見守りサービスの中で、今日はちょっと共生プラザのほうに行って、ちょっと聞いたところでは、前庭にすてきな水の遊びができるようなプランもありますので、そういうことが実現すれば、夏の暑い日はそこを利用させていただくだとか、柔軟に資源を使っていきたいなというふうに考えております。
　それから、自営業だとか、土日も販売員などの従事で共稼ぎの方々だとか働くお母さんの家庭の子どもをどうするかということなんですけども、日曜祝日の対応についてはなかなか難しいところがあるかなというふうに思っておりますが、もし需要が多いのであれば、行政としては対応を考えていかなければいけないと考えておりますが、今すぐプランを練ってということは考えておりませんが、今後の需要に応じて対応していきたいなと思っております。以上です。

議長（高橋昭典君）　鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　では、以上で質問を終わらせていただきます。いろいろ丁寧な御答弁大変ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で、鈴木議員の一般質問を終わります。
　次に、１番、杉本岳大議員。
　杉本議員の一般質問は、一問一答でございます。
　質問時間は、質疑、応答45分間でお願いをいたします。
　場内時計は今10時８分ですから、53分までです。

１番（杉本岳大君）

それでは、私のほうからは、ちょっとまた鈴木議員が今、福祉の人材の絡みもあったんですけども、またちょっと似たような話になってしまうんですが、私のほうからも福祉についてお聞きしたいと思っています。

まず、質問事項といたしまして、町内の福祉事業者の協力団体の発足と運営の支援についてお聞きしたいと思います。

東川町の福祉事業所が事業内容に関わりなく幅広く会員となり、お互いの福祉事業の発展や地域福祉の発展のために総合的に活動を行うことを目的とした団体、商工業である東川町商工会の福祉版である東川町福祉会、これはまだ名前のほうは別に特にこれでということではないんですけども、こういったものを発足と運営の東川町に御支援いただけることを御検討いただきたいということを伺いたいと思います。

中身に関しては、まず１つ考えているのは、いろいろ活動する中で、まず１つ目の活動目的として、町内の福祉事業所の１番の悩み、課題は人材不足であります。

例えば東川町福祉会の会員である事業所で、職員の退職が出る場合に、その退職予定者に対して会員である他の福祉事業所への転職を働きかけるなど、他事業所との人材マッチングを支援し、現にいる東川町の福祉の人材を町外への流出を防ぐことをまず１つ目の目的として考えています。

一般的にこれまでの町内の福祉人材の退職者の傾向を見ると、そのまま町内の事業所への転職する者は少なく、町外に人材が流出していることが多いと考えられ、福祉事業者への聞き取りの調査の結果、この人材を何とか町内に引き止めたいと多くの福祉事業者は考えています。

隣町である旭川市も福祉の人材不足は深刻なものであり、旭川市に所在する福祉事業所は、事業内容を問わなければ福祉事業所数は優に1,000件を超えると聞いています。この1,000を超える事業所と競合して私たち東川町は、福祉の人材を確保していかなければならない状況下で、福祉の担い手を東川町民だけに頼ることは現実的ではなく、多くは旭川在住の人材にも頼らざるを得ない状況であります。

そのような背景の中、旭川市から東川町の事業所に勤務したという実績がある人材は、まさに貴重な人材であり、東川町福祉会の活動で東川町の福祉を支えたいと考えています。

このような組織の発足・運営について、町として協力いただけませんでしょうか。

あくまでも人材獲得に対する活動は目的の１つでありますので、それにとどまるものではありません。時代が進めば新しい課題も生まれてくると思います、増えてくると思います。活動の幅もどんどん広がっていくと私は考えております。

議長（高橋昭典君）

町長。

町長（松岡市郎君）

ただいま杉本議員から福祉人材の確保をどう図るべきかというようなお話がございました。

福祉人材といいましても、非常に幅が広いわけでありまして、例えば私たちのような役場で働く一般福祉の事務もそうでありましょうし、あるいは事業所でも事務を取られる方も福祉事務というふうになるかも

しれません。
　それから、先ほどから出ております子育て支援のような関係、保育士あるいは介護福祉士、介護支援専門員というような、非常に幅の広い人材を指して福祉人材と言っておられるのかなという気がいたしますが、今杉本議員がおっしゃった、町として協力をいただけないかという御質問でございますが、これ反問権になるのかどうか分かりませんけども、具体的にどういうようなことを想定して町の支援ということを言っておられるのか、まずそこがちょっとということと、もう１つは、これは福祉の専門家にお話しを申し上げるのは大変失礼かと思いますけれども、社会福祉法という法律の中に、社会福祉協議会というものがございまして、これはまさに幅の広い地域の福祉課題について解決をするということにもなっているわけでありますし、この法律の中では、事業を行うような者はどなたでも参画することができるということになっておりますので、社会福祉協議会の中に加入をしていただいて、その中で議論をしていただくということも１つの方法ではないかと思います。
　社会福祉協議会とは別に、こういう自主的なものができるということについてどうなんでしょうかね、やる内容にもよるかと思います。
　それから、この中で１つの事例として挙げておられた、町内で福祉人材を回すような形といいましょうか、ＡならＡという事業所で退職者が出る、その退職者はＢという町内の事業所でもって雇用するということは、一面いいようにも見えますけれども、ちょっと違った角度から見ますと、引き抜きに当たるというふうに誤解をされるということもあるんではないかと思うんです。
　退職される方の理由というのはいろいろあるんだろうと思います。次の職場を見つけて退職されるということもあるでしょうし、あるいは、待遇がもう少しよいところを求めて退職をされるということもあるでしょうし、私事の都合で退職をされるという事例もいろいろあるんではないかと思いますが、そういった方々というのは、自ら新たに働こうとする場合には場所を探しておられるということが多いんじゃないかと思いますが、そこにある団体が入って斡旋をするような形というのは、何かトラブルの元にもなるような気がするんですけれども、いろいろな懸念がございます。
　私は、一時的には社会福祉協議会の中に入っていただいて、その中で調整をしていただくということがベターではないかというふうに思っています。

議長（高橋昭典君）　杉本議員。

１番（杉本岳大君）　今町長からのお話の中にありました、町がどういった役割を果たすことができるのかという内容でよろしかったですかね、反問というか。
　私、個人的に考えています。これはあくまでも私の考え方なんですけども、まず、この団体をつくりたいなと思っても、私たち福祉事業所のほうで何人かと、幾つかと話しをしたんですけども、自分たちでつくろうかって、なかなかちょっと難しいと、そういう組織をつくるのは。
で、東川町として、もし私たちのほうで組織をつくりたいということであれば、これも相談だと思います。町としてどういった関わりができるかどうか。私ちょっとお願いしたいのは、事務局のようなものをちょっ

と設置してほしいなと、事務局をちょっと、事務的なものもお手伝いいただけると、団体の運営にスムーズにいくのではないかなと思っています。
　あと発足するに当たり、どういった手順が必要なのかというのも、私は、ちょっとなかなか福祉事業者としても分からないところがあるので、そこの町としての助言だとか、そういったものを私は町に期待しております。
　２つ目の、私が答えるんですね。多分ね。質問なので。質問じゃないですね。

議長（高橋昭典君）　反問ということになりますと、許可するとか云々とかで、ややこしい話になるんですけれども、ダイレクトに、町長はどういった場面を想定しているかというような状況でしたので。

１番（杉本岳大君）　はい、分かりました。

議長（高橋昭典君）　そこで、杉本議員が想定されているような内容をちょっと披露していただければ、はい。

１番（杉本岳大君）　はい、分かりました。答えるのが初めてだったので。はい。
　福祉協議会さんの中に入ってはどうだろうかというお話なんですけども、社会福祉協議会さんも本当に人材が今不足しているということ私聞いています。これ以上、今の現状の業務で手いっぱいということも聞いています。
　もし、社会福祉協議会さんのほう、ずっと歴史も長いので、多分何十年、半世紀ぐらいあるんでしょうかね。私、分からないんですけども、もし私がこうやって言う前に多分できている組織なのかなと、もし社会福祉協議会さんのほうで福祉の地域の課題とか見ていて、人材不足だよねとか、あとは福祉事業者さんの交流も限定的です、はっきり言うと。なかなか交流も取れていないという課題に対して、今まで社会福祉協議会さんもなかなかそこに手をつけられなかったのかなと思っておりますので、今回社協さんとは別の組織で、私たちが集まって団体をつくったほうがいいんではないかと思いまして、今回こういったちょっと質問をさせていただきました。
　あと退職者の方の引き抜きどうのこうのということなんですけども、あくまでもどこに就職するかというのは、その人、御本人の意思なので、私たちは、ここで人材を募集しているよとか、どういった事業所なんだろう、どういった職場なんだろうかと聞かれれば、私たちも御本人の転職活動に役立つような働きかけをしたいなと思っています。
　ただ、これもあくまでも私が今ぱっと考えて答えていることなので、会が発足して、じゃどうやってやったらいいんだろうかという次の段階になるんではないかなと思いますので、あくまでも内容に関しては、これから団体が発足した後に会員の皆さんと相談しながらやっていきたいなとは、私は思っております。
　では、ちょっと私のほうから、質問のほうをさせていただきます。
　今いろいろ人材不足だという話出ていますが、東川町の福祉の事業所も、私が聞いている限りでは人材不足であると聞いています。町長はど

のように認識把握されているかはちょっと分からないんですが、人材不足の事業所にとって、人材不足により福祉サービスの提供であったり、または経営面などにいろいろ影響が出ると思うんです。私は出ると思っているんですけども、町長はどのように人材不足について考えていますか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　まず、前段のほうですね、新たな組織をつくるというのは、民間でつくられるなら、それは私どもが育成するということはできないと思います。町として考える場合に、社会福祉協議会というこの公的な団体があるわけです。

その中では、今のような事業所の方が参画をして意見を述べ合いながら事業調整をするということになっておりますので、今、杉本議員がおっしゃるような事業所で人材を求めているとすれば、そういう求めているというような内容をしっかりと社会福祉協議会が告知をすると、そして退職する人がその事業所の方と面談をして、新たな職場を決めるということは、これは全く異論がないことでは、私はないかと思うんです。

ですから、町に協力をせよと言われた場合には、社会福祉協議会がありますので、社会福祉協議会の中で十分検討していただいて、社会福祉協議会の中で、別の専門的な組織をというか、部をつくるということであればそういうふうになるでしょうし、そうなったときに人材不足であるということであれば、そこに対して町が何らかの支援をするということはあり得るんだろうと私は思います。

それから、福祉人材の不足でありますが、私は、福祉人材の不足というのは非常に重要な問題だというふうに思っています。

ですから、町の事業所でどの種の福祉人材が不足しているのか、よく把握はしておりませんが、例えば介護福祉の人材が不足しているというのはよく聞きます。

ですから、私どもは、専門学校がございまして、そこで介護人材の育成をしております。町内で採用したいというような事例があれば、町がしっかりと奨学金を出して、町に定着をしていただくようなことは進めていきたいというふうに思っておりますし、さらに介護福祉の資格を持っているような人が介護支援専門員の資格を取りたいというような場合に企業所で幾つかあるとすれば、そういった方々の研修会をやって、資格が取りやすいような支援をするということなどは考えらえるのではないかと思っています。

福祉人材が不足しているということについては、私もそういう認識は持っております。

議長（高橋昭典君）　杉本議員。

１番（杉本岳大君）　ちょっとまた話、関連してなんですけども、今、東川町社会福祉協議会さんのお話が出たので、またそこのお話ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、今、東川町社協さんでヘルパーさんが不足していますよと、これもう慢性的に、長年のお話なんですけども、最近ちょっと私も

仕事上で聞く話だと、ヘルパーさんがいないので、家に来てもらう訪問介護のサービスが新しく受けられませんよと、または今、週、例えば３回来ている方は２回に減らしてくださいだとか、そういったお話を今現場からは聞いているんですけども、こういった社協さんのヘルパー不足であったり、ヘルパーさん以外にも仕事をされている方はいらっしゃると思うんですけど、何かこの人材が辞めるだとか不足しているとかで、社協さんが今こういうことに困っている、こういうことは本当やりたいんだけども、できていないんだよというものを何か町長のほうで今現状、何か把握しているものがあればちょっと教えていただきたいんですけども。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　私が把握をいたしておりますのは、先ほどお話しを申し上げましたように、町内のいろいろな社会福祉事業者がいらっしゃるわけでありまして、そういう方が社会福祉協議会の中に入っていないと、勧誘していない、参加していないというのは、ぜひ参加をしてほしいなという思いでおりますし、社会福祉協議会の体制として、これからそういう体制になってほしいという思いではありますが、私は、直接ヘルパーの不足だとかということについては聞いておりませんけれども、担当副町長なり課長がそういうことを聞いているとすれば、今報告をさせていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　佐々木保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいま御質問ありましたヘルパーの不足の関係ですけども、社会福祉協議会においては、引き続き募集を行っておりまして、若干やっぱり不足な状態が続いているのは事実でございますけども、ただ、杉本議員が言われたように、訪問が必要な方に対して３回の訪問を２回に減らすとか、そういったことはしておりませんで、必要な方のサービスの質は落とさず対応しておりますので、その点については御理解いただければと思います。

議長（高橋昭典君）　杉本議員。

１番（杉本岳大君）　ありがとうございます。じゃ、その回数に関してはないと、ちょっとこれも分からない話ですけども、ヘルパーさんが不足しているということで町も認識、把握していますよというところでよろしいかと思います。

ちょっと関連してなんですけども、今年の春から町でも国に手挙げをして交付金を得ている重層的支援体制整備事業を今準備段階ではあると思うんですけども、これ準備していて、これの目的としては、地域共生社会をつくるという、私もちょっと地域共生社会と、どういったものなのかなと、これから町としても地域共生社会に向けていろいろ考えていただいて体制を整えていくんだと思うんですけども、私、この重層的

支援体制整備事業というのは町だけでは完結しないんですよね、役場だけでは。
やはり地域の方々、もちろん私たち福祉事業者も絡んでくるかと思うんですけども、そういった方々が重層的って、まさにそういうことなんでしょうか、いろんな階層というか。
ちょっとまた話しすれば、介護であったり、医療、障害、子育て、保育、いろいろあります。問題も今複雑化してますね。昔から言われているのは介護離職、こういった話もありますし、以前一般質問に出ていましたヤングケアラー、子どもがおじいちゃん、おばあちゃんのお世話をすると、親に代わってだと思うんですけども、そういった問題も、多分教育の現場からもそういった話も出ているんだと思います。
これを何とか解決、国もしないといけないねというところで、重層的支援体制整備事業というのが始まって、今準備をしているんだと思うんですけども、こういった状況下で、私が今言っている福祉事業者も、これ介護だけではないんです、集まる団体、会員というのは。ここには医療も入ってくるだろうし、子育て、保育、障害も入ってくると思います。もしかしたら教育という面で、学習塾も入ってくるかもしれません。いろんな人たちが入ってくるかもしれません。
これを社会福祉協議会さんでやったらいいんじゃないかという話だと思うんですけども、なかなかちょっと今そこまで頼れないと、社協さんにも。私たちが、やりたいと言っている人たちが集まって、もし社協さんがぜひやりたい、この事業、この団体いいですねと、こういう活動いいですねとおっしゃっていただけて話が進むのであれば、私は、そこに参加すればいいと思いますし、もし社協さんのほうで、いや、ちょっと見合わせますと言うんであれば、私たち社協さん以外の者がこういった活動をしていかなければならないんじゃないかなと思います。これについて、町長、あと保健福祉課長、御意見いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　ただいま御質問いただきました重層的支援体制の準備、今年の４月から始めておりますが、具体的にどんな準備をしているかということについては、担当課長のほうからお話しを申し上げたいと思います。
社会福祉協議会と、今、杉本議員がおっしゃった、つくろうとしている団体、事業者のグループ、まず私は社会福祉協議会と皆さん方が持っておられる構想というものをしっかりぶつけていただいて、協議をしていただくということが必要ではないかと思うので、その中でお互いにこの合意点が見いだせて、実行できる分野というのはあるかもしれないわけです。
ですから、まずそこでしっかり議論をしていただいて、その中に対して私どもが社会福祉協議会に対して何か支援が必要だとすれば、具体的なところで支援をさせていただくということはあり得るんだろうと思いますので。まずは社会福祉協議会と、その構想、福祉人材の不足、福祉人材の不足については、ある面では、私どもは人材を新たに育成して、事業者に対して供給できるような、そういう支援というのは不可能ではないというふうには思います。
ですから、どういった人材が不足していて、新規の卒業生の中からこ

れくらいの方は採用したいんだよというようなことがあれば、福祉課長のほうに申し出をしていただくと、そういう中で、北工学園で育つ学生から採用するというようなことも当然あり得るんではないかと思います。
　ということで、まず社会福祉協議会のほうと十分連携をしていただきたいということと、重層的な準備の体制については課長から報告を申し上げます。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいまの御質問ありました重層的支援体制の準備室でございますけども、本件については、最大３年間の準備期間の補助が当たりますが、これについては、これまでも多様化するニーズに迅速に対応するために、高齢者、障害者、子ども、子育て世代、生活困窮者、そういった方の複合課題の対応を行ってきているところなんですけども、ですが、住民が抱える課題が複雑化、複合化する中では、属性ごとに区切られた支援体制では、はざまのニーズの対応が困難ということが考えられますので、こういった重層的な支援体制というものが現在進めているところでございます。
　また、この体制の中では支援関係機関の調整等を行います多機関協働事業というものも、このメニューの中に入っております。この中で、包括的支援体制の充実を図っていきたいと思っております。どちらかというと、この支援についての協議の場ということになるかと思いますが、こういった場を通じて、事業者間の連携を図っていければなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　杉本議員。

１番（杉本岳大君）　ありがとうございます。重層的支援体制整備事業、多分、今始まったばっかりなので、これからちょっと私も楽しみにしています、３年間。いい方向に進めばいいなと思っています。
　先ほどからも社会福祉協議会さんのお名前が出ていました。もし、町としては、社会福祉協議会さんと、まずは協議してほしいと、相談してほしいというのであれば、私、一度相談しに行きたいなと思います。町長のほうからも一言、そういった相談があると思うので、ちょっと話を聞いてほしいと、保健福祉課からもちょっと一緒に同行してもらえると、そこでいろんな相談できると思うので、話が１か所で、１回で済むことも２回、３回と増えてしまうので、相談、社協さんと私たち福祉事業者さんも何人か集まって、そういったお話しできればなという場をつくりたいと思っていますので、ちょっとそこのところお力をお貸しいただけるかどうか、ちょっと確認したいんですけども、いかがですか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡　そういう協力であれば、全面的に同行させていただきたいと思いま

市郎君）	す。
議長（高橋昭典君）	杉本議員。
１番（杉本岳大君）	ありがとうございます。 それでは、まず第一の段階としては、そういった形でちょっと進めさせていただきたいと思います。 先ほどちょっと私が懸念していたのが、ちょっと重複しますが、社協さんがもしできないよと言われた場合、ちょっとこれ私、困ってしまうんです。社協さんはできない、でも、町は社協さんに相談してください、やってもらってくださいと言われる。 そこは、もし社協さんがちょっと難しいですと、今の人員的には難しいし、社協さんの団体の目的としても、ちょっと相まみえる、要は合致しないと、考え方も違うということで、なかなかちょっと歩み寄りができなかった場合というも想定できると思うんですけど、そういった場合は民間、民の力で、官の力を借りながら、官民一体でちょっとこの事業を行っていきたいなと思うんですけども、そのときは、またお力をお貸しいただけるものなのでしょうかを伺います。
議長（高橋昭典君）	町長。
町長（松岡市郎君）	その協議した後のことは、ちょっと想定はできませんが、社会福祉協議会と協議をする場合に、具体的にどんなことをしたいのかということ、これ１つ、２つ書いてありましたけれども、言っておられますけれども、そのことをしっかり詰めて、これはどうだろう、これはどうだろう、これはどうだろうということで相談をされるということが迅速に解決する大きな道ではないかと思います。 協議の後、何ができるかというのは、社会福祉協議会と協議をするなり、またそういう事業者のグループがあるとすれば、グループと相談するなりということは可能だと思いますが、まずはしっかりと社会福祉協議会の中で協議をしていただくということが重要ではないかと思います。
議長（高橋昭典君）	杉本議員。
１番（杉本岳大君）	ありがとうございます。まさに今町長がおっしゃられていた目的は、どういった目的なのかというのをきちんと示さなきゃいけない。こういった手順が私たちは分からないんですよね。社協さんとお話しするんであれば、こういったふうに話を持っていきなさいよというものを助言いただけると、私たちも会の設立、もしくは社協さんの中で行うとしても、その話が、やりたいことが実現化しやすいと思うんですよね。 ぜひ町長も助けていただけると、私、今心配しているのが活動の目的を、じゃ幾つか上げなさいと、それから持ってきなさいと言われても、なかなかちょっと私、まず１個は思いついているんです。それから、２つ目、３つ目、４つ目、５つ目と、全てがちがちに決めてもっていける

かといったら、多分ちょっと難しいだろうなと、そこは会ができてからでもいいのかなと、だから本当に会も小さくつくりたいんです。小さくつくって、それを大きく育てたいと私は思っていますので、ちょっと質問の意図が私もなかなか難しいんですけども、このお話に対して何か町長ございますか。

議長（高橋昭典君）　杉本議員、先ほど来から質問ではなくて、要望のような形になっているので、まして社会福祉協議会の関係は、私どものこの部分とは、外郭団体ですので、そこまで踏み込んで発言されるのは、まず部局と折衝する中でお話しいただけるならそれでいいんですけれども、一般質問は一般質問ということで、質問を中心に行っていただきたいと思います。

１番（杉本岳大君）　はい、分かりました。

議長（高橋昭典君）　はい。

１番（杉本岳大君）　では、最後に、じゃそのお話を持っていく段階で助けていただけるかどうか、町として。それは話の内容としては。

議長（高橋昭典君）　いいですよ。

１番（杉本岳大君）　いいですか。

議長（高橋昭典君）　それで、はい。

１番（杉本岳大君）　はい。ちょっと私も急に、例えば保健福祉課長と一緒に社協さんに行くのもいいんですけども、ちょっと行く段階前に、ちょっと町として手助けいただけるものなのでしょうか。

議長（高橋昭典君）　その内容をきちっと整理して、それでやってください。今ここで協力していただけるかいただけないかという話は、またちょっと違うかなと思いますので。

１番（杉本岳大君）　違いますか。

議長（高橋昭典君）　どういうことで対応していただける、それは答弁していただきますけども、ここで、じゃどういった対応するかしないかとかという答弁にはならないかもしれないので、そこであまり重ねて質問しないように。

１番（杉本岳大君）　はい。では、お聞きます。

議長（高橋昭典君）　では、町長答弁を。

町長（松岡市郎君）　これは非常に難しいと思うんですね。といいますのは、例えば私、体が調子悪いと、お医者さんに行きまして、どうも調子悪いんですと、何かいいことありませんかと、医者に相談しましても、具体的にどこが、頭が痛いのか、手がかゆいのか、心臓がぱくぱくするのか、何かその辺のことを具体的に申し上げないと、解決のほうに向かっていかないのではないかと思うんです。

ですから、今事業者の方が、どこが問題なのか、先ほどお話がありましたように、人材が不足しているということであれば、町としては、北工学園と連携をして、介護福祉士であれば介護福祉士のこの就職について、あるいは就学の支援だとか行いながら、地元に定着していただけるようなことなども可能だと思います。

ですから、福祉人材といっても、どういう福祉人材が不足しているのか、何名ぐらい要るのか、それは常勤なのかパートなのか、そういうところも具体的に出していただかないと、いや、何か不足しているんだよと、福祉人材なんだよと、こう言われてもなかなか対応がしづらいんじゃないかと思うんですね。

ですから、一番のその問題は、事業者として何が一番課題になっているのか、福祉人材が足りないとすれば、福祉人材のどういった福祉人材がどれぐらい足りないのかというようなところを具体的に示してもらうということが町と相談をしてもらうときには大切なことではないかと思っております。

その中で、町としては、介護福祉士であればこういう応援ができますよと、あるいは介護福祉士のまだ上になるんでしょうか、介護支援専門員であれば、いないけれども、事業者でもって育成したいということであれば、育成のための町としてできることはこんなことができるんではないかというようなことになっていくのではないかと思うんです。

ですから、まず事業者として問題になっているところを的確に捉えていただいて相談をしてもらうと、申し添えをしてもらうということが課題解決につながる、スピード感を持ってつながることになるのではないかと考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　課長の答弁。

１番（杉本岳大君）　課長も一応意見を、考えを。

議長（高橋昭典君）　佐々木保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいまの町長の答弁ありましたとおり、杉本議員から必要とする状況等を一緒につくり上げていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋　杉本議員。

昭典君）

１番（杉本岳大君）　はい、ありがとうございます。とても力を貸してくれるということなので、とても心強く思ってます。町と官民という言葉が妥当な言葉かちょっと分かりませんけども、一体となって東川町の福祉を支えられればと思っていますので、御相談に行ったときは、ひとつよろしくお願いいたします。
　私の質問は以上となります。ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で、杉本議員の一般質問は終わります。
　ここで10分間の休憩を取りたいと思います。
　場内時計で10時52分まで休憩といたします。（休憩宣言、10時42分）

　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（再開宣言、10時52分）
　一般質問を続けます。
　11番、鶴間松彦議員。
　鶴間議員は一問一答であります。45分間の質疑応答で11時37分。

11番（鶴間松彦君）　私は新型コロナ禍におけるマスクの着用、特に児童生徒に対する新しい方針について、教育長にお伺いをしたいと思います。
　新型コロナが発生してから、就学前児童及び小学校、中学校において感染防止対策、そしてマスク着用について、文部科学省からも、様々、マニュアル等が出されております。
　最近の新聞報道では、特にマスクの着用について、登下校はマスクを外してもよいであるとか、体育の授業など、特に密にならない状況では、マスクを着用しなくてもよいというような、これは新しい方針なのか、前からある方針なのか分かりませんけれども、そういう方針が出されて、新聞でも度々、同じようなニュアンスで出されております。
　そういうコロナの、コロナ菌の多様な変化に応じた文部科学省の方針だろうと思いますけれども、現在、就業前児童及び小学校、中学校でのマスクの着用について、着用しなくてもいいというような方針を出されておりますけれども、例えばどのような場合に着用しなくてもいいのか。また、どんなマニュアルが今出されているのかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　杉山教育長。

教育長（杉山昌次君）　新型コロナ対策、マスク着用等についてお答えを申し上げたいと思います。
　令和４年５月20日に厚労省から「マスク着用の考え方及び就学前の取扱いについて」が公表されました。これを踏まえまして、５月23日には政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたところであります。
　これらを受けて文科省のほうでは５月24日に「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」ということが我々のほうに示されたところでございます。
　また追加で、６月１日付で熱中症防止の注意喚起の文書が流れてきて

おります。現マニュアルについては、令和４年４月１日付で改訂をされております。
　基本的な考え方なんですけれども、これまでと感染対策としては重要性が変わるものではございません。引き続き、地域の実情に応じて、基本的な対策を徹底していく必要があるということになっております。
　学校教育活動において、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきとしつつ、その着用の必要がない場面として、十分な距離、身体的距離が確保できるとき、それから、気温・湿度・暑さ指数が高くて、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるとき、これはつけなくてもいい。それから、体育の授業、休憩時間における運動遊び、会話を行わない教育活動、熱中症リスクが高い夏場の登下校時、こういったときはマスクの着用は必要ないとされております。
　また、２歳以上の就学前幼児には、マスクの着用を一律には求めないと、無理に着用させないとされたことを踏まえて、保育所、幼稚園等も同様の対応となっております。
　また、２歳未満児については着用を勧めないという方向が出されております。以上です。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　実は保護者の方々の中には、マスクをすることによって健康上支障があるという児童生徒もいるというふうに伺っております。
　そういうことを踏まえて、今文科省が出している、今言われたような方針が学校の現場でどのように周知徹底されているのか。また、そういうことが保護者の方々にどのように周知されているのか、お伺いしたいなと思います。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　学校現場、それから保護者への周知のことについてお答えをしたいと思います。
　私ども教育委員会のほうからは、各小中学校に、文科省あるいは北海道教育委員会からの通知を行いますとともに、近々でいきますと６月初旬に開催されました校長会議、あるいは教頭会議でこれらの通知について、きちんと説明をしております。
　また、各小中学校から保護者向けには連絡システム「コドモン」を通して、厚労省、文科省が作成したリーフレット等を配布しております。
　マスクの着用の考え方については、そのようなことで周知を図っているところです。以上です。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　もう１つお伺いします。
　文科省ではマスクをしたほうがいいと思われる事例も確かに、具体的に提示はされてないとは思うんですけれども、好ましいという事例もあ

ります。そういう場所、例えば距離的に２メートル以内ですとか、密になるようなところとか、そういうところではしたほうがいいというふうに言われております。

そういう中でも、身体的、精神的、または発達上の問題等でマスクが着用できない児童生徒がいるということも、これ全国的に明らかにされているところです。

ですから、そういう例えば教室の中で20人、30人の方が比較的近い距離で授業しているわけですよね。そういう場合はしたほうがいいというお勧めがあるわけですけれども、実際にそういう様々な理由でマスクを着用すると、健康上問題が起こるというような方に対しては、いわゆる文科省の言い方では、その地域や状況に応じてやってくださいというような表現がされております。

具体的に東川の学校の中でそういう事例があるかどうか、私は具体的に捉えておりませんけれども、実際あるんだろうなという想像はいたします。

それで、そういうような方々に対しては、場合によっては教職員の方々の特別な指導とか、教職員の方が実際につける、つけないも含めて指示するとか、そういうきめ細かなことが必要になってくるんではないかなというふうに思っておりますけども、現場としてはいかが指導されているでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　マスクを着用したほうがいい事例、またそれに対してマスクができない子についてはどうするのかということについてお答えをしたいと思います。

まず、議員おっしゃられるように、各教育活動の中で、例えば班活動、話合い活動、それから実験活動、こういった場合には、ある程度距離が取れないような状態で、会話をしなければならないという状況がありますので、通常はマスク着用ということで、学校のほうでは指導をしているところでございます。

ただ持病をお持ちであるだとか、様々な理由でマスクを着用できない、そういったお子さんも実際にいらっしゃいますし、現在、中学校でも小学校でもマスクをつけることができない子が、マスク着用なしで学習活動を実際に行っております。

そういった場合の対応については、各家庭から学校のほうに御連絡をいただいて、個別に相談を受けた上で、どういった形であれば問題がないのかということでお聞き取りをしまして、じゃあマスクは難しいんですねということで、そのことを教員間で共有をするということ、それから、担任の先生なりからクラスの児童、関わりのある児童に、何々さんはこういうことでマスクを着用できないので、皆さん、分かってあげてくださいねというような指導をしているところであります。

また逆に、ここは距離も取れるし、運動してるんだから、マスク、つけなくていいよと言っても、いや、僕はマスクつけるっていう子も逆にいるんです。それは基本的には保護者の意向というか、本人の意向に沿った対応をしているところですけども、これはちょっと暑過ぎて危険だなという場合は、担当の先生から、外さないと体が悲鳴上げてしまうか

ら、つけないほうがいいよというようなことで、個別な指導をしているというのが実態でございます。
以上です。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　先ほども言いましたように、様々、新聞、あるいは４月、５月の通達等で繰り返し述べられているんですけれども、基本的にこのマニュアル、これ改訂版、８番目に改訂した４月１日号なんです。これが１番新しいんだろうと思うんですけど、これを見ますと、学校で基本的にコロナに対する対応について、マスクを必ずつけなさいとかっていう表現はないんです、実は。
これ見ますと、感染拡大のリスクが高い３つの密を避けるということと、身体的距離を確保するということが中心で、そして特に感染予防のために３つほど言っているわけです。手洗いをきちんとすること、それから、咳エチケットをきちんとすること、それから、清掃や消毒をきちんとすること、この３つが言われておりまして、マスクはその中の咳エチケットの中の１つとして、マスクを着用しましょうという位置づけになっているんです。これは最も最近の基本的な方針だろうと思っております。
そういうふうに見ますと、先ほど教育長が答弁されましたように、その時々によって、子どもさんが自分で判断できれば、私はつける、つけないという、自主的な判断にお任せをすると。判断できない、皆さんがしてるから、私もしなければ駄目なのかなという、そういうような、ちょっと想像し過ぎっていいますか、考え過ぎのところがある子どもさんもいれば、我慢をしてマスクをするというような状況も出てくるんだろうと思うんです。
そういうことになりますと、かなり具体的、個別具体的な指導が現場の先生方から行わなければ、そういう方々の健康は守れないのかなという感じはちょっとしておりますけれども、現場としては、どういうふうにそういうことについて指導されているか、お伺いしたいと。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　なかなかマスクをつけることができない子どもが、周りを配慮して、苦しくなってしまうという場面もこれまであったのかなと思いますが、今年に入ってからは、特にマスクをつけることができない子に対する指導というものを私どもきちんとしているつもりでございます。
ただ児童同士、子ども同士の中で同調圧力と言いますか、何々さん、どうしてつけないのとか言われて苦しくなってしまうと、そういった場面も、教員がそれを認知している場合は、個別な指導をしているというのが実態です。
ただ、そればかりでは基本的な対処ができないということから、例えば教育活動の中で、少数者に対する配慮、寛容な心の育成とか、多様な価値観を受け入れるということで、今Ｇｌｏｂｅの授業をやっているところですが、そういった単元だとか、あるいは道徳の授業の中で、少数

者に対する配慮、今回の場合は、マスクをつけることができない子もいる。そのことをきちんと皆さん理解して、クラスメートとして接していきましょう。そんな指導をしているところです。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　保護者の一部の方からお話がございまして、今のようなケースの場合、先生によって指導の仕方といいますか、対応の仕方が違うんではないかと、ケースによって、同じケースでも。ということが疑問として出されているところがございます。

それはもちろん先生方も異動したり、それぞれの学校での経験ですとか指導の仕方とかによって違うんだろうとは思いますけれども、基本的に文科省が言っているようなことを、きちっと日常的に生徒や児童、保護者の方々とコンタクトを取って指導できるということが必要だろうと思うんです。

先ほど教育長は、校長会や教頭会で繰り返し、文科省の方針はお伝えしているというお話ございましたが、では学校の中で校長や教頭から、先生方にはどのような指導がされているのか、もし状況が分かればお伺いしたいなと思います。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　先生方、共通の認識の指導をどうしているかということだと思うんですけども、まず職員会議ですね。資料を配付すると同時に、職員会議で周知を徹底をする、あるいは新たに赴任してきた先生がいる４月の時点では、校内研修などで共通理解をするということで、保健の先生中心に講師になって、徹底していると理解しております。

以上です。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　基本的にそういう形で、先生方にもきちっと指導していただくということが必要になってくるだろうと思うんです。

実はいただいた資料で、４月６日付の北海道教育庁の学校教育局長さんが通知を出しております。いろいろ６点にわたって書かれているわけですけども、いわゆるガイドライン、あるいはマニュアルに沿ってやってくださいということを中心に書かれておりますが、その５点目に、このように記載されています。

「いじめや差別、偏見などの防止については、感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うなど、感染者等に対するいじめや差別、偏見などにつながる行為が生じないように十分指導すること」ということが書かれております。４月６日の文書なんですね、今年の。

ということは、そのほか新聞報道でも、それらしいことが何行か書かれている新聞もございました。私、非常に大事だなと思っております。

といいますのは、先ほど教育長もお話ししましたように、文科省の基

本的な方針は、その時々に応じて、十分な距離が取れない場合はマスクをしてくださいと、それ以外はしなくていいですと。登下校はもちろん、体育の授業はもちろんしなくていいですよというふうになっていると。

それがあるかどうかは別にしまして、いじめや差別というところが全国的に見受けられるんだなと、それで、こういう文書になったんだなと私は理解しております。

そういう点でいいますと、これもしそういうことが行われているとすれば、子どもさんの人権問題に関わってくるのかなというふうに思っております。非常に重要な問題だと私は思っております。

そういう点から考えますと、やはりきめ細かな先生方の理解と、そして子どもたちに対する指導が必要だろうと思います。それが１つ。

それから、学校の中だけでは不十分だろうと。親御さん、保護者の方々もこういう、学校はこういう方針でやっていますという、マニュアルに沿った理解をしていただかなければ、あの子どもさんはマスクをしてないねということが親御さんから言われたりすると、あるいは地域からも言われたりするということがあれば、これまた非常に残念なことで、発展して差別とかというようなことにつながっていくのかなと思います。

それで、ぜひともそういう差別、偏見をなくするためにも、ＰＴＡの方々、あるいはそれ役員さんでもいいと思います、取りあえずは。あるいは地域の方々にも、学校としては、こういう方針でやっておりますということを周知徹底して、御理解をいただくということが、どうしても必要になってくるんではないかと思いますけれども、いかがお考えになりますか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　今の関係についてお答えをしたいと思います。

１つは人権問題に関わることなので、しっかり指導しなければいけないということなんですけども、先ほどもお話ししましたとおり、学校現場でそういった場面が出てきたときは、教員が把握している限り、一つ一つ、丁寧に対応していると聞いております。

また、保護者の方からの訴えについても受け入れまして、それで現状としては中学校でも小学校でも、マスクをつけなくても学校生活が継続できる体制を取っております。

ただ、新型コロナウイルスの性格といいますか、性質ですね。これがよく分からないとき、去年ぐらいまで、ある程度の一律の指導があったり、児童間の同調圧力があったという話は聞いておりますが、先ほども言いましたとおり、今年に入ってからは、そういったことが起こらないようにということを強く申し上げているところです。

このお話については、最初のコロナウイルス対策が出たときから、人権に配慮だとか、そういった少数者に対する配慮というのはあったと記憶しております。ですが、今年に入ってより強く指導しているというのが実態でございます。

それから、２つ目の保護者や地域、あるいはＰＴＡへの働きかけと、活動ということなんですけども、ＰＴＡで取り上げている会もあろうかと思いますけれども、全てを私ども把握しているわけではございません。

それから、地域一般については、町のホームページ等でマスクを着用できない方に対する配慮について記載をし、周知をしているところでございます。
そんなことで、今後もそういった少数者に対する配慮、人権問題への配慮をきちんとしていきたいなというふうに考えております。
以上です。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　繰り返しになりますけれども、文科省の方針で、学校としてはこういうふうにやっていますよということを保護者の方や地域の方も理解していただいて、そしてそういう協力の下に、学校の中でこうしていますよということを全町民が共有するような形でマスクの対応、あるいはコロナに対する対応を統一したというんですか、共通した認識でやるっていうことは必要だろうと思います。
ぜひ、ＰＴＡの役員さん、あるいは保護者の方々に方針を徹底していただきたい。例えば、学校側からそれぞれのＰＴＡさんに、こういうふうにやっておりますというふうに、来ていただいてやったりすることも含めて、やっていただきたいなと思うんです。
コドモンとか様々、電子媒体で発信する場合もあるとは思いますけれども、なかなか見れないというものもありますし、文書でお話を見てもらうとか、先ほど言いました、学校側から直接お話しをしていただくとか、そういうことは大事なんじゃないかなと思いますし、また地域の方には、広報等で、可能であれば、学校としては、こういう方針で対応しておりますということを、マスクについて知っていただきたいなというふうに思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　まず、学校現場については、例えば参観日のときに、全体懇談の中でお話しをしていくとか、そういったことが考えられると思います。
町民一般に対しては、保健福祉課のほうからホームページ等を通じて周知していくことになるんではないかなというふうに思います。
いずれにしましても、学校の対応を地域に理解していただくことも確かに大切ですけども、全てはできないですけれども、私どもでできる限り、できることがあれば、しっかり取り組んでいきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　こないだ、このこと含めて、教育長といろいろお話しをさせていただいたところでありますけれども、ここで言うのが適切かどうか、迷いますけれども、よくこういう問題が起きますと、どこの責任なんだということが必ず出てまいります。じゃあ感染した人は誰なのかということも含めて、様々そういう思惑なり意見が出てまいります、町民の中にも。

そうすると、そういうことがいろいろ行きますと、先ほど言いましたように、差別とか何とかというところまで行ってしまう可能性が生まれてくるわけです。あるということじゃなく、そういうものが生まれてくると私は思うんですね。

特に傷つきやすい子どもたちにとっては、大変な問題で、まさに人権問題がどんどん発展していくというようなことになりかねないというふうに私は危惧しております。

ですから、ぜひともこの文科省が出している、あるいは道が出している、学校が出しているそのマニュアル、方針をきちっと先生方も児童生徒も、保護者の方も地域の方も共有していただいて、そしてマスクが全てじゃないよと、一定の距離、必要な場合、これは必要ないよということも含めて、周知徹底をもう一度点検していただいて、やっていただきたいなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　繰り返しになりますけども、私どもでできることはしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

鶴間議員おっしゃったように、マニュアルでは必ずしも全ての場面でマスクを着用せよとか、そんなことは書いてないんです。そのことをどうやって理解していただくかということで、今考えられる手段としては、先ほども言ったとおり、ホームページ、保護者であればコドモン、それから保護者懇談、あるいは広報、いろんな場面で考えていかなければいけないなというふうに考えて、やっていきたいなというふうに思っております。

これ以上、何か手だてがあるかといえば、つながりのある人同士のＬＩＮＥだとか、そんなことがあるんでしょうけども、公的にはそういったことは基本的には使っておりませんので、できる限りの公としての対応はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋昭典君）　鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　そういうことを１回やったからいいというものではないと思うんですね。繰り返し、繰り返し、そういう問題が出てくれば、やはり現場の先生方ともお話ししたりとかということは、当然必要になってくると思います。１回で終わらない問題だろうし、責任というような問題も絡んでくるでしょうし、基本的に学校の責任でないよというふうにおっしゃっていただける保護者の方もいらっしゃいますし、そういう責任の問題ではなくて、いかに子どもたちを健康に、安全に過ごしていただける、そういう学校環境をつくっていくのか。社会と保護者の方々が一緒になってつくっていくことは、非常に大事だなというふうに思っておりますので、今議論されたことをぜひ進めていただけるように要請して、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で鶴間議員の一般質問を終わります。
次に、７番、藤倉智恵子議員。
藤倉議員の一般質問の時間、45分を取りますけど、昼食休憩に５分ばかり延長して入るような形になりますが、質問が残れば、残余の時間を午後の一般質問に継続して質問時間として取りますので、よろしくお願いをいたします。

７番（藤倉智恵子君）　私からは、学童保育児童の増加について質問いたしたいと思います。
同僚議員の質問と重複しないように質問したいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。
子育てを支える学童保育とは、改めて学校が終わってからの放課後、そして長期休暇中など、保護者の代わりにお子さんたちと過ごし、見守ってくれるのが学童保育であります。
我が町は若い移住者が増え、大変結構なことですが、私の息子たちは二、三十人しかいなかった、40年前ぐらいの話ですが、今は在籍する児童数が年々増え、大規模化しております。それで、２、３点質問したいと思います。
まず１点ですが、150名の定員から待機児童が出たっていう中で、児童数のクラス分けとか、要支援の方もいらっしゃるかと思います。その辺のことをお聞かせください。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　学童の児童数増加ということで、御質問の内容は児童数とクラス分けについてということですけども、令和４年度の学童保育入所者数は、４月１日時点で159名でございます。入退所の異動で増減がありますけれども、６月１日現在は157名となっております。学年別では、１年生48名、２年生48名、３年生37名、４年生24名でございます。学校別では、東川小学校が121名、一小が11名、二小が17名、三小が８名となっております。
定員35名が２クラスと定員40名が２クラスの計４クラスからなっております。Ａクラスは支援員３名、Ｂクラス支援員３名、Ｃクラスは支援員２名、Ｄクラスも支援員２名となっております。
なお、このクラス分けについては、国や道からの交付金の算定のために設定しているものでございまして、実際の保育については一括をして分け隔てなく保育をしているところでございます。
以上です。

議長（高橋昭典君）　藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　大規模化した学童保育では、子ども同士の関係とか、また支援員、指導員と子どもの関係が希薄になってしまわないように、子ども、支援員、指導員とか保護者とかがお互いにしっかりつながることを意識した、分かりやすい、そのための取り組みが求められていると思いますが、このあたり、東川ではどのようなことの取り組み方をしておりますか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　子ども同士、あるいは指導員と子どものお話、関係についてなんですけれども、学童保育は同じスペースの中で、異年齢の子どもが共に助け合いながら、協力し合いながら過ごすということになっております。

また、支援を必要としている児童についても、インクルーシブといいますか、同じスペースの中で一緒に行動しております。お互いにいい影響、伸び合うような関係が理想的というふうに考えております。

指導員としては、特別支援に関する研修会、あるいは子どもと接する上で必要なスキルを学ぶような研修会を年に数回持っておりまして、それに参加をしていただいているところでございます。

ただ利用人数が多くなってしまって、なかなか個別な対応が難しいということも場面的には出てきていると聞いております。

多少の子ども同士のトラブルはあると思います。その際に、本来であれば、両方の子どもの言い分をしっかり聞いてあげて、どうすればよかったかということを子ども自身に考えさせて、そして子どもたちが自分たちでトラブルを解決していくという力がつくようにしていければいいんですが、今人員不足の中で、なかなかそういった対応ができる場面とできない場面が生じているというのが実態ですけども、今後も研修を充実させていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋昭典君）　藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　町費の負担なんですが、放課後、受け入れるに当たって、学童保育以外にもボランティア等で幾つもありますよね。めだかのクラブとか、ゆめスクールとか、ちびスポとか、いろんなことがありながら、学童保育の児童は、実費頂いているかと思うんですよね。そのほかに町費の負担はどのようになっていますか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　学童関係の町の負担についてですね。学童保育は保護者から保育料を頂いております。そのほかに国と道から経費を頂いております。子ども・子育て支援交付金という交付金ですが、国が３分の１、道が３分の１ということになっております。

令和３年度の決算では、事業費全体で3,582万4,000円かかっております。そのうち、保育料510万円頂いておりますので、そこから差し引いた部分が対象になるわけですが、国が1,092万6,000円、北海道が1,090万円、あとは町の負担となりますけれども、管理職の人件費を入れないで換算して889万8,000円ということになっております。

以上です。

議長（高橋昭典君）　藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）	889万円ぐらいが町費として学童保育のほうに行ってるということでよろしいですか。
議長（高橋昭典君）	教育長。
教育長（杉山昌次君）	先ほども言いましたとおり、管理職の人件費は入っていないです。例えば管理職の人件費700万円かかっていたとして、半分使っているとすれば、889万円にプラス350万円足さなきゃいけないということになります。 また、令和４年度は、できれば指導員を加増したいと思っておりまして、予定どおり増員が可能であれば、管理職の人件費入れないで1,200万円ぐらいの負担になるかなと思っております。
議長（高橋昭典君）	藤倉議員。
７番（藤倉智恵子君）	指導員の不足ということで、いろんなことを考えられているかと思いますが、その支援員、指導員の待遇は、国、道のほうで待遇要望はされているんですか。町も関係ありますよね。
議長（高橋昭典君）	教育長。
教育長（杉山昌次君）	指導員の人員の待遇についてですけれども、特にこれこれこうしなさいという基準はないんですけれども、有資格者が従事するということは決められておりますし、クラス単位で何人以上必要ですよというのは、最低の基準は示されております。 東川町の学童では、今常勤６名、それから短時間の勤務者が７名、合計13名おりまして、このほかに、この職員が休むときに、代替の職員というものを入れております。 待遇面について、今年の２月に上川管内中央部の１市８町を調べました。調べましたところ、旭川市を除く７町では、管理運営、旭川市内もそうなんですけど、管理運営委託をしているところがある。また、直営でやっている職員の人件費についてなんですけども、調べてみましたところ、東川町が一番いい待遇であったということであります。常勤職員は毎年東川は２号俸アップしておりますけれども、ほかの町は大体固定給の月給になっていたり、通勤手当はほかの町も支給されているんですけれども、例えば副主任手当がないとか、期末手当がないというような状況であります。 また、家庭のお母さんが指導員になっている方が多くて、早朝、夏休み、冬休み、春休みは朝から保育受けるんです。７時半から受けないといけないんですけども、早番の方の手当、それから５時半過ぎてからの手当でしょうね。それも東川町の場合は支給しているということで、一番良好な状況にあるということが分かっております。 以上です。

議長（高橋昭典君）　藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　専任の職員さんとか、場所、スペースの問題とか、定数がオーバーとかで、この先、何人ぐらいの定員を想定しておりますか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　保育の希望が増えてきてということであります。国の基準でいきますと、１人当たり1.65平米の占有面積があればいいということなんですけど、それではまともな学童が全然できません。

地域交流センターの場合、その数倍の広さがあるんですけども、そんな中でどのぐらいの人数までは受け入れるかというと、今定員150名ですけれども、実際に一番多い日、多い時間帯の受入れが110名をちょっと超えるぐらいと聞いております。キャパとしてはスペース的に120か130、それぐらいまでが、まともな保育ができるスペースではないかなというふうに考えております。

前段、鈴木議員の質問でお答えしたとおり、もし今後、もっともっと増えていくようであれば、地域での保育、あるいは資格者がいなければ別のサービスを検討していかなければいけないなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋昭典君）　藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　私の最後の質問なんですけれど、提案なんですけれど、鳥取県の元片山善博知事が当時学童保育を図書館でやっていた、行っていたということがありました。どうして図書館なのかなと思いましたら、町職員が夕方、１時間でも２時間でも、子どもたちの見張りというか、見ることができる。そういう思いから図書館を選んだ、そういうことがありました。

それで、うちも５、６年生、高学年を対象にスペースがなければ、またそういうところも利用したらどうでしょうかっていうことです。この辺、どうでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長。

教育長（杉山昌次君）　鳥取県の工夫した事例、御紹介くださいましてありがとうございます。学童保育で図書館利用ということなんですけども、東川小学校と地域交流センター、合築をしておりまして、建築のときからその話題が出ておりまして、通常、学校を建築するときっていうのは、児童玄関に近いところに図書館を置くケースが多いんですけども、東川町の場合は学童の子も利用できるようにということで、一番端っこの地域交流センター側に図書室を置いております。

現状でも学童の子どもたちが自由時間に図書室に行って本を借りることができるようになっています。

ただ学童保育のサービスの時間帯、ずっといるわけにも、司書を配置するわけにもいきませんので、おおむね４時半ぐらいまでは司書が常駐いたしまして、学童の子どもたちが本を借りるような、そんな体制にしております。
以上です。

議長（高橋昭典君）　藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で藤倉議員の一般質問を終わります。
次に、２番、山家祥幸議員。
山家議員の一般質問は一問一答方式で45分間でありますが、昼食休憩の後の残余の時間が出ましたら、それは午後の質問に振り向けてまいりますので、あらかじめお願いをいたします。

２番（山家祥幸君）　それでは、私のほうからは、東川町のコロナ感染対策についてということで質問させていただきます。
高止まりの対策と対応はということで質問するんですけども、質問を出したときに、５月の後半だったんですが、６月に入って少し感染者が減少した嫌いがあるので、質問内容は同じなんですけども、冒頭の文言を多少変わらせていただきましたので、御了承のほどお願いしたいと思います。
６月の中旬に入ってからは感染者が減少していますが、先月末までは上川管内も本町は感染者が高止まりでした。保健福祉課、診療所をはじめ職員の方々は感染防止に大変御苦労されたことと存じます。
先月の本町の陽性者の発生者数が連休後の５月８日から14日までの７日間累計が65人、５月15日から21日までの７日間累計が69人、５月22日から28日までの７日間累計が45人と、他の町村に比べて陽性者の発生数が大変高く、連休後の３週間で179人が感染しました。この感染者数が多く発生した原因は何なのかをお伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　今感染の要因についての御質問がございました。
確かに数字を見ますと上川管内の中では高いということになるんではないかと思いますが、数字の多寡だけで判断するということではなくて、やはりそれぞれ自治体の施設の数であるとか、あるいは人口だとか、あるいは密度だとか、あるいは児童生徒の数だとか、様々なものでこれ判断をしていくべきではないかと思います。
例えば、人口30万人のところで300人発生しましたと、人口3,000人のところで３人という場合、3,000人のほうは300人に比べて圧倒的に少ない。ですが人口1,000人当たりにすると全く同じになってくるわけです。
ですから、人口のそういった要因もありますので、感染した人数だけを捉えてということではないと私は思っております。

その感染の要因でありますけれども、これ皆さん注意をされて、感染しないようにということで万全を期しておられるわけでありますが、そういった中でも感染をするということではないかと思います。
いろいろ、今の数字なんかを伺っておりまして、１つはゴールデンウイーク後の外出、ゴールデンウイーク期間中の外出も１つの要因になっているのかなと。ゴールデンウイーク期間中に外部の方々と接したということがあるのかと思いますし、また、この傾向を見ておりますと、ワクチン接種率の低い５歳以上12歳未満、東川町では17％ぐらいですけれども、こういった方々に感染をし、そこが家庭内で感染をしたというような要因もあるんではないかと思いますし、また、人々が多く集まるような場所が多いところ、学校であるとかあるいは保育施設であるとか福祉施設であるとか、こういったところがあるところはより多く発生するという要因の１つになるのではないかと思っていますが、私どもが報告を受けている限りでは、５月９日以降はクラスターの認定はないと、集団感染はないということであります。
ですから、１つは、今お話しを申し上げたように、家庭内で感染をしていくということがあったりして、この数字が大きくなっているというような要因の１つになっているのではないかと思いますが。
今お話を申し上げました３つのような要因でもって感染が起きてるんではないかと把握をいたしております。

議長（高橋昭典君）　山家議員。

２番（山家祥幸君）　感染状況は、それぞれの市町村の環境にて変化してるとの指摘でございますけれども、５歳から17歳まで家庭内感染がかなり多かったというようなことでありますが、５月の集計が179人、６月の現在までは26人と非常に安全対策に寄与していることで、減少してきてると思います。これはうれしいことだと思いますが、本町は、非常に、これからいろんなイベントがあると思いますけども、国の方針としまして海外からの観光客の受入れを１日２万人までに拡大し、観光による経済の再生を推進しております。
当町におきましては、来月に入ると写真甲子園をはじめ多くの夏のイベントがあります。町の経済の活性化を視野に入れて、夏にかけて思い切ったイベントも積極的に行うべきだと思いますが、参加者も最低守らなければならないルールを周知する必要などがあると思います。
また、各施設に入る場合は、体温チェックなどをしながら、町としても感染予防に対処しておりますけども、来場者の中に怪しげな兆候と思われるような人には、町としても抗体検査、次にＰＣＲ検査をして、できる限り感染予防の対策をしなければならないのではないかと思いますけども、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　一つは、感染対策については、やはり個人一人ひとりがしっかりとした自覚を持って、感染しない対応、マスクをするとか、うがいをするとか、手洗いをするとか、密を避けるとか、いろいろあるんでしょうけど

も、まず基本的な事項をそれぞれが励行してもらうということが大変重要なことではないかと思っております。
　また、思い切ったイベントになるかどうかは別にいたしまして、従来のようなイベントも回復をするということになっておりますが、これは今までも説明しておりますように、感染対策というものを十分講じながら進めるということにいたしております。
　特別に何かということじゃなくて、従来進めてるものをしっかりと基本的なことを励行しながら進めていくということになると思います。
　それから、怪しげなという話でございましたけれども、これはなかなか把握が難しいわけですので、入口のところで体温の測定をするというようなところしかないわけですので、そういうその体温が37.5度以上あるというような方は、あるいはもっと心配のある方はしっかりとＰＣＲ検査を受けていただくということが必要ではないかと思っておりますので、私どものほうでどうこうということじゃなくて、そういう方については御遠慮いただくというような告知を従来どおりしっかりやっていくということと、また私どもが招聘してやる方々については、ＰＣＲ検査等か、あるいはまた簡易検査、こんなことをしながら、感染に至らないように、あるいは感染拡大に至らないようにしていくことが大切ではないかと考えております。

議長（高橋昭典君）　山家議員。

２番（山家祥幸君）　兆候があると思われるような人は、町のほうからもぜひ抗体検査、次にＰＣＲ検査ということを推進していただくということと、それから、感染防止の対策で国のほうから町のほうにもワクチン接種が、４回目の接種をするということの通達が来ておると思います。また、４回目接種の案内も早い人には来てると思いますけども、３回目までの接種で副反応がきつい人は敬遠する人が多いのではないかと思います。また、基礎疾患も因果関係で接種できない方もいるのではないかと思いますが、重症化の防止の観点からも町としては４回目の接種をどのようにして推進し、町民への感染予防を啓蒙するのかをお伺いいします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　このワクチン接種というのは、強制ではありませんので、やはりそれぞれが判断をするということが大切ではないかと思っておりますので、国等では４回目を接種をすることが安全・安心につながるというような意味での告知はしっかりしていきたいと思いますが、受けない方に対して強要するというようなことにはならないのではないかと思います。あくまでも個人の判断で接種をしていただくということでないかと思っています。

議長（高橋昭典君）　山家議員。

２番（山家　それでは、次の質問に移らせていただきます。

祥幸君）

町民への感染状況の周知についてということで、前の質問でも話しましたが、５月に非常に町民の感染者数が多かったということで、町民の方がすごく不安がってました。

今月に入り感染者は減少してきてますが、先月本町のコロナ感染者の人数が管内で非常に高いことで、町民の方から怖さを感じてますというお話も聞きました。

また、町民の感染者の状況などを町民があまりよく知らない部分があるので、町民に知らせてほしいという声もあります。

特に、高齢者の方はインターネットを利用できない方も多くおりますが、有線を設置している家もかなり多いので、有線なんかで感染を知らせるというのもいかがなものでしょうか。

また、町民の中でも感染に対して怖さが優先され、特に高齢の方はひきこもりになりがちで、ほかの病気になるおそれがあります。

感染予防として町民がどのような感染予防をしなければならないか、また正しい情報を知ることにより安心して暮らせるように周知をしてはいかがなものでしょうか。

議長（高橋昭典君）

町長。

町長（松岡市郎君）

この感染者の公表といいましょうか、これは前から御質問ありましたけれども、これは厚生労働大臣と北海道というか、都道府県知事が行うということになっておりまして、私どもが知り得るのは新聞で毎週何人、何人という、こういうことでしか知り得ないわけであります。

ですから、その人数を無線とかいろんなものを使ってインターネットでやってるんでしょうけども、無線で告知をするということがどうなのか、ほとんど新聞なんか取っておられるんではないかと思いますので、やろうかということであえてやってないというようなところもあるわけです。

住民の皆さん方は心配するというこのところは分からないわけではないんですけども、例えば３人、５人いた、あるいは60人、70人いた、これを住民の皆さん方に、東川で70人発生しましたといって、1,000分の１ぐらい、0.1％ぐらいです。あるいは20人だったとか10人とか一桁もあるでしょう。これを告知をすることによって、住民の皆さん方の対応が変わるということではないと思うんです。やはり、自分自身でしっかりと感染対策を講じながら自分の必要な行動を起こすということではないかと思っていまして。

ですから、言ってみれば情報がないということはよい情報だということにもつながっていくんではないかと思うんです。これが蔓延的にとんでもなく感染いたしたようなときには、これは町挙げて住民の皆さんと情報を共有しながら対策を講じなきゃいけないんだろうと思うんですが、そういうことに今なっていないということで、そういう視点で安心感を持って行動していただくということが大切ではないかと思います。

ですから、70人や100人ぐらいでその状況を報告をするというようなことは、積極的には、私としてはあまり意味がないのではないかというふうに思っておりますし、感染者の情報について知らせてほしいという話がありましたけれども、そういう情報というのは、私どもに全く入ってこないわけで、入院しておられるのか、自宅でやっておられるのか、

あるいは重症化してるのかというのも全く分かりません。
一般的には短期でもって終息をするというような情報になっておりますので、その辺の情報公表というのはでき得ないというふうには思っておりますので、住民の皆さんには従来どおりこの感染対策に万全を期していただいて、必要な行動を取っていただくということでお願いをしたいと思っています。

議長（高橋昭典君）　山家議員。

２番（山家祥幸君）　ありがとうございました。感染予防については、今後も町のほうから個人で十分防御するようにというようなことの広報などもしていただければと思います。
続きまして、私のほうから２つ目の質問をさせてもらいます。
道路標識の再点検についてということで、多くの議員の皆様もいろんな中で交通事故とかそういうものに関して、また標識なんかについての質問を過去においてもされてますが、道路管理者である町が設置した道路標識は町内に設置されてますが、移住者が多いこの町におきまして、特に新しい住宅街の友遊団地、グリーンヴィレッジ、新栄団地、ガーデンコートキトウシ、ウエストヴィレッジ、グレースヴィレッジの住宅街の新設されてる道路には標識が設置されてません。昨年の秋、グレースヴィレッジの丁字路において自転車と乗用車の接触事故が起きましたが、自転車のほうもけがはありませんでした。そんな中で、新しい住宅街は、景観が悪くなるためなのか、止まれなどの標識が未設置のように思われます。特に住宅街は多くの小学生が登校時に、また下校時に利用しております。
ぜひ、道路に優先道路と一時停止をしっかりと定め、止まれの標識設置と停止線を道路にペイントし、住民が安全に安心して生活できるように標識の点検をしてはいかがでしょうか。
町長にお伺いします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　今、住宅内のこの道路標識についての御質問でございましたけれども、道路標識につきましては、道路管理者が設置するものと公安委員会が設置するものがあるということでありまして、例えば案内標識であるとか、あるいは警戒標識、こういったものは道路管理者、町で設置することができるわけでありますが、今御質問のありました一旦停止、一時停止のようなものは、公安委員会が設置をするということにはなっております。
町では、毎年交通安全推進委員会というものを開催いたしまして、その中で必要なこの一旦停止、規制標識のようなものをどこにつけるべきか、あるいは信号をどこにつけるべきかなどの協議をしていただきまして、必要なものについては設置者であります公安委員会のほうへお話しをしているわけであります。一旦停止については比較的つけやすいわけですけれども、信号機については、予算等の関係から大変厳しいという状況になっているところであります。

最近の宅地造成に当たりましては、できる限り交差点を少なくしようという開発をしておりまして、丁字路にすると、先ほど丁字路でも事故があったというお話がありましたけれども、丁字路にすれば前が止まれだということが見えるわけですから、できる限り丁字路にする。

あるいは、直線で長い道路になる場合については、曲線的な機能を入れて、スピードが出ないようにしようと、こういうような配慮もなされているわけであります。

一旦、景観の問題から標識という話がありましたけれども、住宅については一定の距離を道路から取って建てるというふうになってますけれども、自宅の前には車庫を設置をしているわけですので、車が入っている状態ではなかなか見づらいというところもあるんではないかと思います。

一旦停止の表示やあるいは丁字路の警戒標識なんかも必要なところには設置をしなければいけないと思いますけれども、何よりも大切なことはやはり住宅内での車の運行については十分配慮していただいてスピードを落とすということではないかと思います。一旦停止線あるいは警戒標識があっても、そこでもって事故が起きるという例は幾つもありますので、事故を減らすという要因の１つにはなるかもしれませんけども、とにかくやはり交通のルールと、安全、スピードを落とすというようなことが必要でありましょうし、自転車を乗る人あるいは歩行するにとっても、やはりしっかりとルールを守っていくということを励行するように、交通安全対策上進めていく必要があるのではないかと考えております。

点検については、交通安全対策の係のほうでも確認をいたしまして、必要な箇所については設置をする方向で進めていき、あるいはまた要請をしていきたいと考えております。

議長（高橋昭典君）

山家議員。

２番（山家祥幸君）

前向きな御発言で、ぜひ進めていただければと思います。

今の説明の中で、町ができる独自の標識も東署に行って確認したらできるということを聞いております。

それで、過去２年間はコロナの感染拡大により、まん延防止等の発令で観光地などには人流は大きく減少しました。本町も過去２年間は国のまん防の対策により観光客は激減し、車の往来は少なかったと感じております。

今年は、海外からも１日２万人が来日できるようになり、国内、国外の方も観光旅行が解禁になり、本町にも車による観光客が多く来町すると思います。

基線と交差する町道の中には、止まれの道路標識や道路標示の設置がされてない道が何か所かあります。このように、基線は町の基幹道路であり、ここに停止線がないということは事故を起こす可能性が高いと思いますので、その合流する丁字路とかそういうところには、もう一度再点検して停止の町独自の表示なり停止線を道路に設置してはいかがでしょうか。

また、多くの議員の方たちも前に質問してると思いますけども、道草館の前にある道道の横断歩道を歩行者が渡ろうとしても、現状なかなか

車が止まってくれない現状です。歩行者を本来は車は守らなければならないはずなのに、歩行者のほうが車が通過するまで横断歩道の前で待ってる状態が今の現状です。
　観光シーズンを前に、道草館前の道道のほうに歩行者優先の町の標識を設置し、歩行者の保護と安全対策をしてはいかがなものでしょうか。

議長（高橋昭典君）　山家議員、昼食休憩の時間入ってますので、この後、まだ質問予定があれば、答弁も含めて午後にしたいと思いますが。

２番（山家祥幸君）　質問はこれで。

議長（高橋昭典君）　これで終わりですか。
　じゃあ、答弁をして終わってください。
　町長。

町長（松岡市郎君）　今、町なか全体についての危険箇所を総点検してみてはというお話がございました。
　一応、総点検をいたしまして、毎年行っておりますけれども、必要な箇所と思われるところ、皆さんと協議をさせていただいて、そこには警戒標識を、町が設置をするのか、あるいは公安委員会に要請するのか、その辺は引き続きこの点検をしてまいりたいと思います。
　道草館の前については、今御指摘のとおりで非常に厳しい状況にあります。本来は信号機をつけていただければ一番いいんですけれども、西４号の交差点、そしてすぐということにはなかなかなりづらいわけでありますので、これはどういう形がいいのか、十分検討をしたいと思います。
　検討をした結果、また皆さん方にお知らせをする機会があろうかと思いますが、どういう態勢がいいのかということは検討させていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　山家議員。

２番（山家祥幸君）　御丁寧な御答弁ありがとうございます。
　町民の安全を守るためにも、ぜひ標識の再点検をして、安全に歩行者なり住民が生活できるように、よろしくお願いしたいと思います。
　私の質問はこれで終了いたします。

議長（高橋昭典君）　以上で、山家議員の一般質問を終わります。
　議事運営について御理解いただきまして、大変ありがとうございました。
　これより昼食休憩に入ります。再開は13時ちょうどといたします。御苦労さまでした。（休憩宣言、12時04分）

　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（再開宣言、13時13分）

○日程第６　議案第１号

議長（高橋昭典君）

日程第６「議案第１号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

提案理由と議案の説明を求めます。

佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）

（登壇）

ただいま議題となりました議案第１号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第２号）についての提案理由と補正内容について御説明申し上げます。１ページをお開きください。

令和４年度東川町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億5,289万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億6,266万5,000円とする。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に関するもの、地域おこし協力隊に関するもの、大学進学奨学助成金に関するもの、新型コロナウイルスワクチン４回目接種第２期追加接種に関するものなどが主な内容となっています。

それでは、最初に歳出から御説明させていただきますので、８ページ、９ページの事項別明細書を御覧ください。

初めに、２款総務費、総務管理費、財産管理事務費は、これから取得を予定している土地に関して不動産鑑定及び測量委託を行う経費について、75万円予算計上するものです。

次の企画費、地域公共交通対策事業は、地域幹線いで湯号負担金240万2,000円について、地域公共交通の確保に向けて新型コロナウイルス感染症対策事業へ組み替えて行うため、一般財源を減額いたします。

次の地域情報通信基盤整備推進事業は、国営緊急農地再編整備事業の実施に伴い、町有の光ケーブル及び柱の移設を行う必要が生じたため、212万3,000円を予算計上するものですが、財源は、旭川開発建設部より移設補償金を受け、全額充当いたします。

次の進化台地区研修交流施設整備事業は、旧北海道録画センターの事務所並びに隣接地を、文教エリアとしてふさわしい利活用を図るため、公募型のプロポーザルを実施し採用となった提案について、令和５年度事業の実施に向けた実施設計に要する委託経費550万円を予算計上します。

次の新規特産品開発協力支援事業は、新たな特産品として、「クラフトジン」や「東川米」など、農産物を活用した商品の開発を進めるために、新規に地域おこし協力隊２名を採用して特産品開発業務を行うもので、人件費など合計800万8,000円を予算計上しますが、財源は特別交付税により措置されます。

次の奨学助成事業は、大学進学奨学助成金コロナ加算として１人12万円の交付を実施するため、2,472万円を予算計上し、財源は地方創生応援税制寄附金を人材育成環境等整備事業から振替して、本事業に全額充当いたします。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業は、8,894万8,000円を増額計上し、当初予算措置額500万円、その他の事業で措置している662万8,000円を合わせると本事業の総額は１億57万6,000円となります。

予算の詳細についてですが、第２回定例会資料の１ページ、令和４年度新型コロナウイルス感染症対策事業を併せて御覧ください。

今回の原油価格・物価高騰支援等、及び感染症予防・経済対策等として13の事業を実施いたします。

まず、原油価格・物価高騰支援等として、１と２の感染症予防等に対応した、妊娠期から学童期における子育て世帯への支援事業は、妊娠・出産・育児をしている家庭における妊産婦の心身の負担の軽減とリフレッシュを目的とした一時預かりや交流のための育児パスポートを発行するために399万6,000円、また昼食宅配サービス、自宅の家事代行のお掃除サービス、タクシー料金を助成するあんしん移動支援を実施するためのクーポン券配付で、443万円を計上しています。

次の３、物価高騰等に対応した学童保育昼食サービス利用者負担軽減事業は、物価高騰等により社会生活や事業活動に影響を受けている学童保育の利用者に対して、昼食サービスの自己負担を引き下げることにより、学童保育利用者の負担軽減を図るもので、216万円を計上しています。

次の４と５の物価高騰等に伴う学校給食等に関する負担軽減事業は、コロナ禍における高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、小・中学校の学校給食の円滑な実施を図るために行うもので、小学校220万8,000円、中学校分で216万円を計上しています。

次の６、ＨＵＣカードと連携した低所得者への支援及び消費拡大支援事業は、低所得の子育て世帯に対して支給が予定されている国の給付金のほか、世代を問わず低所得者への消費拡大支援等として、給付金への上乗せ、または対象者を拡大して支援するもので、4,200万円を計上しています。

次の７と８のＨＵＣカードと連動した消費拡大支援事業は、ＨＵＣ電子マネープレミアムチャージに10％分プレミアムを付与して町内消費喚起を図るもので330万円、また、ＨＵＣ加盟店にて1,000円以上お買物をしたＨＵＣ専用レシートで宝くじ券１枚と引き換え、当選した場合ＨＵＣポイントのプレゼントを行う事業に385万円を計上しています。

次に、感染症予防・経済対策等の支援として、９、社会システム維持のための感染症予防対策事業は、公共施設、事業所、一般家庭等の感染症防止対策を図るための備品や環境整備等を行うための経費として500万円を計上しています。

次の10、地域公共交通確保・経済対策推進事業は、旭川市、東神楽町、本町の地域間幹線として運行しているいで湯号の維持を図り、地域公共交通の確保するための負担金と、バス利用料などの一部についてＨＵＣポイントを活用した経済対策を行うもので、740万2,000円を計上しています。

次の11、子育て世帯等参加型デジタルアートによる経済対策促進事業は、デジタルアート展を開催し、子育て世帯等が楽しめる新たな居場所の確保を図ることで、ファミリー層を誘客し、ＨＵＣカードを活用して町内の消費拡大を行うもので、デジタルアートコンテンツの使用料等で1,581万円を計上しています。

次の12、外国人留学生の感染症予防・感染拡大防止対策事業は、陽性となった留学生の隔離施設の確保、感染者・濃厚接触者の食事を確保し、感染拡大防止を図るもので、ケビン使用料及び食事代として600万円を計上しています。

次の13、大雪消防組合感染予防対策事業は、大雪消防組合東消防署内におけるコロナ感染予防対策事業として、感染予防消耗品及び備品の購入を行うもので、226万円を計上しています。

なお、１から３の事業と９、10の事業については、当初予算に措置され実施している事業で、最下段の表に記載していますように、予算措置額は1,100万円ですが、振替事業となります。

財源としては、地方創生臨時交付金6,125万4,000円、イベント参加料や学童給食自己負担分で、合わせて340万円、一般財源は3,592万2,000円を予定しています。

補正予算書に戻りまして、10ページ、11ページの徴税費、賦課徴収管理事務費は、過年度の固定資産税及び法人町民税で、２事業者から更正の請求があり、当初予算額を超える高額の歳出還付の執行となるため、必要な経費300万円について予算計上するものです。

次の３款民生費、社会福祉費、社会福祉対策事業は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務に係るシステム改修を行うため、46万2,000円予算計上し、財源は、全額国庫支出金を充当します。また、東14号の町有墓地に隣接し、旭川日本中国友好協会が管理、建立している中国人強制連行事件殉難烈士慰霊碑の改修に伴い、旭川日本中国友好協会に対して10万円の負担金を予算措置します。

次の児童福祉費、児童福祉対策事業は、子育て世帯生活支援特別給付金事務に係る消耗品や印刷製本費、給付金システムの改修費、子育て世帯生活支援特別給付金439万3,000円を増額し、子育て世帯応援補助金600万円については、新型コロナウイルス感染症対策事業へ組み替えて行うため、一般財源と併せて減額します。

次の学童保育事業は、学童昼食配食サービスに係る人件費及び消耗品について、新型コロナウイルス感染症対策事業へ組み替えて行うため、一般財源と併せて650万円を減額します。

次の４款衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、新型コロナウイルスワクチンの４回目追加接種第２期追加接種の実施に当たり、人件費やシステム改修費など必要な経費2,220万2,000円について予算計上するもので、財源は全額国庫支出金を充当します。

次の８款消防費、消防費、消防事業は、大雪消防組合東消防署における管理運営費について東神楽町と折半するもので、本町の負担分となる新型コロナウイルス感染予防対策に必要な消耗品及び備品を整備するための経費220万6,000円を増額、また職員の異動により生じた経費等431万9,000円を一般会計から減額し、差し引いた額、合計205万9,000円を減額いたします。

次のページの９款教育費、教育総務費、教育総務管理事務費は、文部科学省のガイドラインに基づいて実施される学校給食の公会計化に対応するため、給食管理システムの導入経費242万円及び保守経費14万9,000円について、予算計上するものです。

次の小学校学校給食事業と中学校学校給食事業は、コロナ禍における高騰する食材費の増加分について、保護者負担することなく支援するために、小学校分220万8,000円、中学校分216万円を予算計上するもので、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

次の小学校費、東川小学校教育振興事業は、東川小学校における特別

支援学級が当初の予算時より１学級２名増えたため、児童の特性に合わせた支援を行う必要があることから、支援員１名の増員を図るために人件費等で合計105万4,000円を増額するものです。

次の中学校費、中学校教育振興事業は、ふるさと交流センター内に設置した教育支援室で不登校児童生徒への教育支援を実施していますが、スクールソーシャルワーカー１名のほか、相談等の対応を行うための支援員１名の経費、80万3,000円を増額するものです。

次の社会教育費、ゆめ公園管理事業は、ゆめ公園プレイパーク内の手押しポンプの故障に伴う取替えの修繕費として、修繕料36万3,000円を増額するものです。

次の幼児教育費、幼児センター管理事業は、幼児センタープレイルーム内の電動カーテンが故障し作動しなくなったため、修繕費として、修繕料49万5,000円を増額するものです。

歳出の説明については以上でございます。

続いて、歳入について、６ページ、７ページから説明をいたします。

歳入は、歳出と連動した財源の増減となっています。

まず、11款地方交付税、特別交付税は、地域おこし協力隊、新規特産品開発協力支援事業に係る措置額800万円を増額します。

次の15款国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る負担金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,023万5,000円を増額します。

次の国庫補助金、民生費国庫補助金は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務に係る補助金として、非課税世帯給付金事業補助金46万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務に係る補助金として、子育て世帯特別給付金事業補助金439万3,000円を増額します。

次の衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,196万7,000円を増額します。

次の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金原油価格・物価高騰支援等として4,408万4,000円、感染症予防・経済対策等として1,717万円、合計6,125万4,000円を増額いたします。

次の20款繰越金は、前年度会計繰越金ですが、前年度会計は５月末の出納整理期間終了により、歳入歳出それぞれの執行額、繰越額が確定し、繰越額は３億8,879万2,000円となったことから、当初予算で計上している繰越金１億円との差額、２億8,879万2,000円が留保額となり、このうち5,538万3,000円を今回の補正予算の財源として計上いたします。

次の21款諸収入、雑入、学童給食費については、学童昼食配食サービスを新型コロナウイルス感染症対策事業へ組み替えて行い、物価高騰による負担軽減のための地方創生臨時交付金を充当したことにより、自己負担分90万円を除く、342万円を減額いたします。

次の光ケーブル移設補償費は、国営緊急農地再編整備に係るもので、旭川開発建設部による補償金212万3,000円で、次のイベント等参加料は、新型コロナウイルス感染症対策事業で実施する子育て世帯参加型デジタルアート展に伴う入場料として250万円を見込んでいます。

以上が、議案第１号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第２号）の説明であります。

御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　感染症対策事業として、今、13項目ですね。そのうちの11番、デジタルアート展を開催するという事業に対して1,581万円という事業費が組まれているんですけども、この中には経済循環に結びつけるということで500円の入場料と伺っていたんですが、これ今、250万円のイベント入場料の参加料収入を見込んでいるということで、これ２か月間で5,000人という入場者数になるんでしょうかね、割ると。ちょっと見込みが多いのかなというふうな気もするんですが。ともかく1,581万の中で収入というか、経済効果のほうは250万ということになりますと、相当な金額が、差引きすると、このチームラボさんでしょうか、の使用料というふうに見受けられるんですが、そのような1,300万円ぐらい近い使用料をお支払いするようなイベントを果たしてやる意味というのが、ちょっとこの説明では読み取ることができないものですから、先日少しお話はいただいてはいるんですけども、何せこのイメージするような写真なり映像なりもない中で、これ1,500万のイベントやりますって言われても、ちょっと賛成しづらいなというのが正直なところなんですが、今補足できる部分があればお願いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　今、御質問のございましたデジタルアート展の関係でございますが、まず入場料ですが、すみません、1,000円を見込んでおります。2,500人、１か月で2,500人の入場者数ということで見込みを今しております。

それとあと1,500万の経費ということなんですが、そのうち約800万が使用料、そのデジタルアートを利用するための使用料、あと500万が機材をレンタルするわけなんですが、そのレンタル費用につきましては、一応レンタルという形なんですけども、今後、もしデジタルアート展がかなりの入場者が来て、これからもまだ来そうだといった場合には継続して利用できるように、今後、そのレンタルしているものを買い取る経費も今見込んでいるところでございます。今後その段階でどのように進んでいくか分からないものですから、一応もしかなりの利用者がいて入場が今後も見込めるといった場合は延長して行い、さらにほかの公共施設でも利用可能なようにその機材を購入して、レンタルしたものをそのまま購入しながら今後見込んでいこうというようなこともちょっと含みの中で一応予算を見込んでいるところです。もし購入となれば、また費用が若干発生するんですが、当初の最初から購入するという部分よりも低い額で購入できるように今進めているところでございます。

今後も例えばせんとぴゅあであるとか、今後、共生プラザですとか、今後建てるような公共施設でも利用できるようなことで今後も進めていこうということで今考えているところです。

あと、今回やることのきっかけとなった美唄市と職員交流をしているんですが、美唄市のほうでも、この間行った際にやっておりました。今回、今年もう一度美唄市のほうでもやるというような形が今進んでいるそうで、一応美唄のほうとお客さんが相互に行き来できるようなそうい

った展開も今見込みながらこの中の事業で進めようということで、今美唄市のほうと明日ちょっと打合せをするような形になっているところでございます。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　一つ続けて質問ですけど、そのチームラボさんというのはどちらの会社、所在地ですね、ということと、それともう一つはお願いなんですけども、前回も情報提供いただいてはいるんですが、先ほど申し上げたとおり、ビジュアルで何も伝わってくるものがないものですから、私たちもちょっとどういうものか全く把握できないという状況にもありましたので、今からどうのこうのは無理なんですけど、今後こういう大きな予算を使うような、そして私たち見たことないようなことをやることに際しては、少し時間を割いてでも資料等を用意していただければ賛同しやすいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　チームラボにつきましては、先日もちょっとお話しさせていただきましたが、東京のこういった映像関係を編集しながら国民に対してこう見せるデジタルアートということで、プロジェクターとパソコンを用いながら壁に映写し、また子どもたちが塗り絵を描いてそれをパソコンで読み取って、それを実際にプロジェクターで映写する、そういったものを展開しているものでございます。そうやって塗り絵をしたものを映写し、壁に映ったものを子どもたちが触ると動き出すというような仕組みの展開できるような、非常にファミリーにとっては人気のあるような形になっています。実際に近くでは上川町さんが公共施設のほうで実際にはやっていらっしゃいます。あそこは常設展示ということでずっとやっているんですけれども、それとはまた別に違うものをこちらのほうで展開しようといったような形にもなっております。
　それとあと資料につきましては、ちょっとチラシなどがありますので、そちらのほうをちょっとコピーして後ほどまたお配りさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　今の関連して、美唄市さんのほうで先行して、動員の人数ですとかの実績というのは、数は御存じでしょうか。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　すみません、詳しい実績についてはちょっとお聞きはちょっとしなかったんですけれども、大体1,500人程度来ているというようなお話は伺っております。また、各、東京以外でもやっているところもございまし

て、大体2,500人から3,000人は来ていると、１か月当たりですね、といったような実績もございますので、今のところ入場については2,500人分見込んでいるというような形になっています。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　別の内容になりますが、２点。今の同じく13項目の中の１・２・３番に関しましては、当初の予算のほうでも一般財源のほうで予定されていたものをコロナの対策に振り替えるということなんですけども、今回、コロナ対策に振り替えるということでもって次年度以降、特に１番・２番の妊産婦さんですとか、出産前後の方々への事業というのは、コロナだからという、振り替えたからといって今年度中でおしまいということではなくて、継続事業として捉えていらっしゃるんでしょうか。

それからもう１点、中学校の教育振興事業の心の教室相談員の謝礼というのがありますが、恐らく先ほどの御説明でいくと、スクールソーシャルワーカーのサポートの方というふうに聞きましたが、いつからこちら働いていただいているんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　佐々木保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいまの御質問ありました、まずは子育て支援サービスの次年度以降の計画についてでございますけども、本件はまだ当初予算では普通交付税、国勢調査の結果によって人口が増になりまして普通交付税が増額になった分の一部を子育て支援に充てるということから始めたものでございますが、今年度は試行という形で実施しております。ですので、アンケート等を行いまして、制度等をさらに見直して次年度以降も継続していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。ごめんなさい。大角学校教育課長。

学校教育課長（大角猛君）　中学校の教育振興事業報償費の増額の分の御質問ですけども、４月１日の教育支援室設置に伴いまして１名、通所者の支援を行う支援員を新たに配置するということで、１名配置をしてございます。採用は６月の１日からということになっておりまして、火曜日から金曜日まで週４日、10時から16時まで、通所者の方の対応をしていただくということで対応を考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。１番、杉本議員。

１番（杉本岳大君）　新型コロナウイルス感染症対策事業の中の10番なんですけども、いで湯号の負担金ということと、あとそのいで湯号の利用者の増加や旭岳源水公園の利用者などの人の流れを生かしたＨＵＣ等を活用した経済対策事業とあるんですけども、これは具体的にどういった経済対策になるんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　菊地産業振興課長。

産業振興課長（菊地伸君）　10番の御質問でございますけども、いで湯号の負担金のほかの経済対策事業実施の関係分の質問だと思うんですが、以前、情報提供の際にもちょっとお話し申し上げましたが、予算枠を確保した上で今コロナ禍からお客さんが戻ってきたということを活用して、いで湯号の利用客増加に結びつくような対策について今、観光協会、そして温泉街のホテル事業さんと検討している最中ですので、中身についてはまだ決まっておりません。この後、夏場以降に向けて対策について協議をして決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。(「質疑なし」の声あり。)
これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
「議案第１号」について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第１号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第７　議案第２号

議長（高橋昭典君）　日程第７「議案第２号　東川町表彰条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第２号東川町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容について御説明申し上げます。
東川町表彰条例の規定に基づく表彰は、善行表彰、自治功労表彰、一般功労表彰、特別功労表彰及び職員表彰がございますが、近年、企業版ふるさと納税をはじめとして、まちづくりのために多額の寄附をされる方が増えてきています。寄附があった場合は、表彰条例施行規則第２条の別表１「100万円以上の寄附をした個人又は200万円以上の寄附をした法人又は団体」に対して、条例第３条第３号の規定に基づく「町の公益のため多額の私財を寄附した個人又は団体」の対象者として、町長は、被表彰者の推薦について東川町表彰審議会へ諮問し、「妥当である」の答申を受けた場合に、寄附を受けた翌年の第１回定例会で表彰をしてきているところです。
条例第３条の善行表彰の被表彰者の推薦は、先ほどもお話ししたように表彰審議会の審議案件となっていますが、第３条第３号の被表彰者の表彰基準が条例施行規則第２条の別表１で明確に規定されているため、

審議の必要がないことから、その内容について改めるものです。
　では、議案第２号東川町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。
　東川町表彰条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
　ここで、改正内容を第２回定例会資料に基づき御説明しますので、２ページの新旧対照表を併せて御覧ください。
　第９条第１項中「第３条」の次に「(第３号を除く。)」を加えるものでございます。
　それでは議案本文に戻りまして、御決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は公布の日から施行することになります。
　以上、議案第２号東川町表彰条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容について、御説明させていただきました。
　御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。７番、藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　文言のちょっと修正かなと思うんですが、改正案の一番下、第７条となっているんですが、10条でしょうかね。10条から第15条でしょうかね。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　資料の２ページの新旧対照表の改正案のところですね。大変申し訳ございません。一番下の第７条から第15条略が第10条から第15条略でございます。大変失礼しました。訂正をよろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　ありがとうございました。
　ほかに質疑はありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
　これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。討論はありませんか。(「討論なし」の声あり。)
　討論なしと認めます。
　「議案第２号」について採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
　異議なしと認めます。
　よって、「議案第２号　東川町表彰条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第８　議案第３号

議長（高橋昭典君）　日程第８「議案第３号　東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
　提案理由と議案の説明を求めます。佐藤企画総務課長。

企画総務課　（登壇）

長（佐藤文泰君）

ただいま議題となりました、議案第３号東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容について御説明を申し上げます。

本町の職員定数は、東川町職員定数条例の規定に基づき、町長部局で87名、議会部局で２名、教育委員会部局で27名、選挙管理委員会部局で１名、農業委員会部局で３名、合計120名となっていますが、現在の職員の配置状況は、町長部局が86名、議会部局が２名、教育委員会部局が26名、選挙管理委員会部局はなし、農業委員会部局が２名、合計116名となっています。そのうち技術職と専門職を除く事務系の一般職員は74名で、以前からも職員の定数につきましては、人口100人に対して事務系の職員１人の配置を考えており、人口約8,500人に対し事務系の一般職は85名を想定しているところです。

現在の職員定数120名体制は、平成16年から18年間続いておりますが、平成16年度の一般会計の予算規模は約46億円程度で、令和４年度の当初予算額136億円と比較すると、予算額ベースでは事業規模が３倍に拡大している状況にあります。また、人口も平成16年の年では7,600人であったものが、現在8,500人、移住者が増加している中、住民福祉サービスも多種多様なニーズになってきている状況です。このため、今までに社会福祉士や理学療法士の配置、保健師の増強、幼児センターも当時から80人定員が増え、園児のアレルギー対応のための看護師や栄養士を複数名配置し、また必要に応じて機構改革などに取り組んできているところでございます。

今後も、事業を継続して進めるためには、一定数の職員の確保は必要と考えていますが、職員の採用にあっては、毎年、計画的に必要最小限の採用に努めながら、町長部局の定数を95名、議会部局を２名、教育委員会部局を29名、選挙管理委員会部局を１名、農業委員会部局を３名、合計で130名に定数を改めるものです。

では、議案第３号東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

東川町職員定数条例の一部を改正する条例を、次のとおり制定するものとする。

ここで、改正内容を第２回定例会資料に基づき御説明いたしますので、３ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

第２条第１項第１号中「87人」を「95人」に改め、同項第３号中「27人」を「29人」に改めるものでございます。

なお、今回の職員定数条例の一部改正に伴い、６月８日に行政改革推進委員会を開催して、職員定数の改正に係る諮問を行い、委員からは住民福祉サービスを確保するためにも、改正内容は妥当であるとの答申をいただいているところでございます。

それでは議案本文に戻りまして、御決定いただければ、附則に記載のとおり、この条例は公布の日から施行することになります。

以上、議案第３号東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容について、御説明させていただきました。

御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）

ただいまの御説明の中で事務系の職員、人口100人当たりに１人ということがふさわしいというお話がありましたが、ほかにも御説明の中で予算規模として３倍になっているというお話もありました。この人口100人に対して１人という考え方が正しいというか、これに基づく根拠ですね。例えば予算規模としては３倍になっています。それから今は述べていませんでしたが、町が行っている事業数ですね。たくさんの地域再生計画に基づいた事業を今行っている中で、そういう事業数として比べた場合にもかなり増えているんではないかというふうに見込むわけですが、それでも人口100人に１人という勘案がふさわしいという理由を教えていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

市川副町長。

副町長（市川直樹君）

ただいまの100人に１人が望ましいという考え方については、あくまでも内部的な意思統一といいますか、それを基本にした行政運営をしようじゃないかということでございまして、全国的に見てもその人口規模、今人口が相当減ってきている自治体が多い中でどの程度の職員がいるのかということ、あるいは平成の市町村の合併があったときに、やはりどうしても職員数というのは一時的に増えるわけですね。それで人口と割り返したときに行革の考え方としてそういった考え方をほかの自治体も持ちながら運営をしているということで、それに倣ってそれを基準にしてどうなのかという尺度を持っているということでございます。

ただ説明の中で、議員からもお話があったように、私どもの町の行政運営の中ではほかの自治体と違う、例えば日本語学校であるとか、いろんな行政事務をやっている。それの中でもやはり総体として住民の方々が福祉を享受する考え方からいうと、たくさんの事業が行われているからそういう基準は撤廃して職員を多くすればいいという考え方にはならないだろうということもあって、基本的にはそういった事務的な職員も含めてその100人に１人という考え方の中で、できる限り人員を抑制しながら効率的な行政運営をしたいと、そういう考え方の下に説明をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

議長（高橋昭典君）

ほかに質疑はありますか。３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）

職員の数が増えるということで、今現状、今ここに集っていらっしゃる課長職の方をはじめ、夜遅くまでお仕事していらっしゃるというふうに、夜遅く庁舎の前を通ると電気がこうこうとついているような状況を見受けておるんですが、それに加え、若手の方の退職というのも、去年も数名なんでしょうかね、いらっしゃるようで、去年は採用数ゼロ人というふうに聞いていたところ、一般質問しましたけども、その際も若手が辞めたからということで急遽、新入社員を迎えるというような話がございました。それで辞めるということで、人を育てるということですね。この職員数を、定数を増やすことによって、働き方改革に結びつくのかということと、それから人を育てる、若手職員を中心に人を育てるケアをするというふうな方向に、もう少し注力していっていかれるものなのかどうなのか、そのあたりのところをお聞きしたいんですが、町長、い

かがでしょうか。副町長でも結構です。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　今の働き方改革につながるか、つながらないかという話でございますが、我々としては、働き方改革にもつながり、さらにまた行政サービスの向上にもつながるというようなことを想定しながら進めていかなければいけないと思っています。

それから人数が、職員の正規職員が増えればいいというものでは、決してないと思います。

臨時的に仕事が増えるという場合もあるでしょう。それから、また時代の趨勢に応じて、新たなのを取り組むというようなこともあるんではないかと思います。

私どもの町は、数年前から取り組んでおりますが、民間とも連携をしながら進めると。例えばＤＸのような問題については、それぞれの専門の会社から派遣をしていただいて、国の支援をいただきながら進めるということもありますし、地域おこし協力隊を採用するとか、あるいはその他民間の方々の雇用なんかも、期限限定でありますが進めてきております。

ですから最小限の職員に民間の方々の力も借りながら、行政サービスを落とさないように、向上ができるように進めていくということが大切ではないかと思っています。

今、お話をいただきましたように、働き方改革も進めまして、夜、電気がこうこうとつかないようにしなければいけないというのはごもっともだと思いますが、創意工夫をしながら改善をしていきたいと思っています。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。１番、杉本議員。

１番（杉本岳大君）　今のと関連して、その働き方改革について、もう少しお聞きしたいことがあるんですけれども、夜、こうこうと電気がついているという話を聞いたんですけれども、それは、何か特定の部署の方が多く残ってしまっているのか、それとも満遍なくどの部署も、仕事が残って、遅くまで残ってしまっているのかというような、例えば部署に対してなのか、あとはある特定の業務を行っている人に対してなのか、そういった残業時間だけでは、その人の把握って、なかなか難しいと思うんですけど、何か町のほうで把握できる、確認できる仕組みというのはあるんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　市川副町長。

副町長（市川直樹君）　職員の時間外勤務については、当然、それぞれの課長のほうで把握をしておりまして、時間の偏りがないようにという配慮はいたしております。毎年統計を出しまして、課長会議等で職員の時間外の削減を呼びかけているところでございます。

今回、例えば参議院議員選挙がありますとか、特に私どもの町では、夏場にイベントがあるといった中で、多くのお客さんを迎える、さらに最近では視察なんかも非常に増えておりまして、そういった時間でかなりの時間が割かれてしまう、そういったところをなるべく人員を割かずに、という工夫はしているつもりでございますけれども、やはり、その新たな分野の挑戦、あるいは従来やらなければならない業務は必ずやらなければならないというような状況の中で、時間が長くなっているという、これは、もう慢性的にといいますか、そういった状況であることは間違いないということでございますけれども、やはり職員の健康面含めて、私どもがしっかり管理をしていかなければならないという、そういう考え方を持っておりますが、そういった中で、今後、先ほど町長がお話しした働き方改革、職員のＤＸ、町のＤＸ、デジタル化、そういったことも含めて、いかに効率的に業務ができるかということを研究していきながら、そういった対応をしていきたいと考えているところでございます。

議長（高橋昭典君）　杉本議員。

１番（杉本岳大君）　いろいろ取り組みされているということで、もう１点、ちょっと確認だったんですけれども、部署の上長の方が把握をしていますよと、確認をしていますよということなんで、民間でいうと、例えば産業医だとか外部の相談窓口というものがあるかと思うんですけれども、役場の場合というのは、どういった形を取っているんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　市川副町長。

副町長（市川直樹君）　町のほうは産業医といいますか、町立診療所の所長、副所長のほうにお願いをしておりますし、最近、メンタルヘルス、そういった関係も含めて、毎年１回は必ず職員全員、そのヘルスチェックをするような義務づけ、あるいは一般的な健康診断の関係も全員受けるようにということでやっておりますけれども、そういったメンタルを含めた体のケアで相談事項があれば、診療所の所長のほうを中心に対応していただくという体制を取っております。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第３号について採決します。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第３号　東川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第９　議案第４号

議長（高橋昭典君）	日程第９「議案第４号　東川町税条例等の一部改正する条例の制定について」を議題といたします。 提案理由と議題の説明を求めます。吉原税務定住課長。
税務定住課長（吉原敬晴君）	（登壇） ただいま議題となりました、議案第４号東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由と改正内容について御説明いたします。 議案第４号東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について。 東川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和４年６月16日提出、東川町長であります。 改正内容の説明について、お手元の資料により御説明いたしますので、第２回定例会資料18ページ、東川町税条例等の一部改正の要旨と併せて御覧ください。 新旧対照表は４ページから17ページとなっております。 提案理由でありますが、東川町税条例等の一部改正の要旨に記載しておりますように、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和４年４月１日から施行となることに伴い、東川町税条例等の一部を改正するものであります。 改正条文は３条立てとなっており、未施行の一部改正条例にも影響があることから、この形態になっております。 今回の改正の主な要因としては、住宅ローン控除の特例の延長等について、住民税の年金特徴開始について、土地に係る負担調整措置の特例について、が主な内容となっております。 以下、内容について説明いたしますので、資料の19ページを御覧ください。 まず、第１条の中にあります住宅ローン控除の特例の延長等に関してですが、所得税において住宅ローン控除の適用期限を４年延長し、令和７年末までの入居者を対象とするなどの措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。この措置による減収については、全額国費で補填されるものであります。 次に20ページ目に移りまして、固定資産税についてですが、土地に係る負担調整措置の特例についてですが、景気回復に万全を期すため、税額が増加する商業地等の固定資産税について、激変緩和の観点から、令和４年度に限り税額の上昇幅を評価額の5％から2.5％に半減させる措置を講じるものです。 第２条は、地方税法の改正により文言の整理を行うものです。 第３条は、資料19ページ目に戻っていただきまして、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収の開始についてですが、住民税の年金特徴の開始については、65歳以上の公的年金を受給されている方で、個人住民税を納税する義務がある方については、平成21年10月から、一部の市区町村を除き、個人住民税の公的年金からの引き落とし、以下、特別徴収と申し上げますが、始まっておりました。 本町では、制度開始時には、システム改修費が1,000万円以上と多額

であったことや、年金からの特別徴収対象者が少なかったことなどの理由により、導入を見送ってまいりました。
あれから12年が経過し、現在は町の税管理システムの中にパッケージとして組み込まれており、無償でシステムを導入することが可能になったことや、年金からの特別徴収対象者が年金受給者の約２割に達しており、徴収について一定の効果が見込まれることから年金特徴開始を予定しているところであります。
これまで、公的年金を受給されており、個人住民税の納税義務のある方には、年４回、役場や金融機関などの窓口または口座振替により個人住民税を納めていただいておりました。
令和４年10月からは、公的年金の支払いをする年金保険者、社会保険庁などが年金から個人住民税を引き落とし、町に納められるようになります。これにより、公的年金を受給されている方の納税の手間が省かれるとともに、町においても事務の効率化が図られることが見込まれております。
個人住民税の公的年金からの引き落としについて、御理解をよろしくお願いいたします。
なお、特別徴収の対象となるのは、４月１日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方です。ただし、介護保険料が年金から引き落としされていない方や、引き落としされる個人住民税額が老齢基礎年金の２分の１を超える方などについては、特別徴収の対象とはなりません。
対象となる方には、毎年７月に町から送付します税額決定・納税通知書で、特別徴収される税額等をお知らせいたします。
個人住民税の公的年金からの特別徴収は、納税義務のある年金受給者が支払うべき個人住民税を年金保険者が年金から特別徴収し、町に納められるよう納税方法を変更するものですので、これにより新たな税負担が生じるものではございませんので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。
続いて附則ですが、施行期日については公布の日からとし、令和４年４月１日から適用しますが、条例第１条中、扶養親族等申告書の記載に関する改正規定、住宅借入金等特別税額控除の改正規定は令和５年１月１日から、条例第１条中、所得割の課税標準の改正規定、配偶者特別控除の改正規定は令和６年１月１日から、条例第１条中、不動産登記法改正に伴う改正規定は、民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第24号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日からとなってございます。
附則第２条は、納税証明書に関する経過措置について、附則第３条は、町民税に関する経過措置について、附則第４条は、固定資産税に関する経過措置について規定しております。
以上、東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由と改正内容について御説明申し上げ、提案させていただきますので、御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１番、杉本議員。

１番（杉本　固定資産税の説明文の中の②番に、土地に係る負担調整措置の特例に

岳大君）

係る規定の改正というところで、この文面を読んでみますと、まず、令和４年度に限りということであれば、令和５年は、また５％に戻るのということと、あと商業地等という、この商業地のほかに、どういった地域が考えられるのかというところと、あと評価額の2.5％を上限と、多分するんだと思うんですけれども、例えば令和４年度、その土地が、例えば４％、普通であったらあって、その差額分が出てしまう。差額が、差が出た分、それを、例えば翌年度以降に、何か調整するのかとか、そういった、ちょっと疑問に思ったので教えてください。

議長（高橋昭典君）

税務定住課長。

税務定住課長（吉原敬晴君）

ただいま商業地等の御質問をいただきましたけれども、まず、先ほど申し上げました上昇幅、これについて評価額の2.5％とする措置につきましては、今年度の地方税法の改正によって措置されたものでございますので、令和４年度に限りということで認識をしております。

来年度につきましては、また来年度の地方税法改正によって決定されるものというふうに認識しております。

それから、商業地等以外にどのような土地があるかということでございますけれども、これについては、ほかに一般的なものとしましては農地、あるいは宅地等、宅地用地、そして商業地ということになってございます。

一番分かりやすいのは、恐らく農地かと思いますが、そのほか宅地というものもございます。

住宅用地というのは、基本的には床面積の10倍までを住宅用地として、そこに住宅が建った場合、固定資産税の課税標準額を減額することができるんですが、その10倍を超えた面積については商業地と、言い方として、ちょっと紛らわしいかもしれませんけれども、商業地等という言い方がなされております。

ですので、現在、参考までにですが、東川町内２万筆の筆数がございますうち、現在540筆、全体の約2.7％しかないんですけれども、それらが商業地というふうになってございますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

議案第４号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、「議案第４号　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第10～12　議案第５号～７号

議長（高橋昭典君）　日程第10「議案第５号」から日程第12「議案第７号」までは上川中部福祉事務組合の加入申し出に伴い、それぞれの団体に加入する議会において承認の議決を求めるものであり関連することから、これを一括議題といたします。

提案理由と議案の説明を求めます。佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）

ただいま議題となりました議案第５号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第６号北海道市町村退職手当組合規約の変更について、議案第７号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを一括して提案理由と変更内容について御説明申し上げます。

今回提案します議案第５号から議案第７号は、新たに設置した一部事務組合について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村退職手当組合、北海道市町村総合事務組合への加入にあたり、それぞれの組合規約の変更が必要になるため、地方自治法第286条第１項の規定により、構成する市町村等議会の議決を求めるものでございます。

新たに加入する事務組合は、当麻町、比布町、愛別町、上川町の４町で構成する上川中部福祉事務組合で、令和４年４月１日から児童の発達支援、障害者の相談支援、自立生活支援等に関する事務を共同処理するために設立されたものです。

では最初に、議案第５号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを、第２回定例会資料に基づき御説明しますので、21ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

新旧対照表にありますように、別表第１に記載されている構成団体の末尾の「とかち広域消防事務組合」の次に、「上川中部福祉事務組合」を加えるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、施行月日は総務大臣の許可の日からとなります。

次に、議案第６号北海道市町村退職手当組合規約の変更については、22ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

この組合の規約の変更についても、議案第５号と同様の理由による、上川中部福祉事務組合の加入による変更であり、附則の施行期日につきましても同様の規定となります。

最後に、議案第７号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてですが、こちらは23ページを併せて御覧ください。

この組合規約の変更についても、議案第５号と同様の理由によるもので、多少、改正文言に違いはありますが、上川中部福祉事務組合の加入による変更でございます。

附則としては、施行月日は北海道知事の許可の日からとなります。

以上、簡単ですが、議案第５号から議案第７号までの提案理由と変更内容について御説明させていただきました。

御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。
最初に、議案第５号について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第５号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第６号について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。
議案第７号について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第７号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第13　議案第８号

議長（高橋昭典君）　日程第13「議案第８号　全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザ建設工事請負契約について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第８号全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザ建設工事請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。
令和４年６月７日、地方自治法施行令第167条及び東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付した全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザ建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第８号全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザ建設工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年６月７日、大会議室において午前10時５分から、荒井・吉宮特定建設工事共同企業体、新谷・盛永・小岩特定建設工事共同企業体、橋本川島・高・タカハタ特定建設工事共同企業体、廣野・畠山・ベスト特定建設工事共同企業体、以上、４特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格９億3,560万円に、消費税相当額100分の10を加算した価格10億2,916万円で、橋本川島・高・タカハタ特定建設工事共同企業体が落札いたしました。落札率は96.69％です。
したがいまして、契約の金額は10億2,916万円で、契約の相手方は旭川市旭町２条７丁目12番地90、橋本川島・高・タカハタ特定建設工事共

同企業体、株式会社橋本川島コーポレーション代表取締役橋本毅であります。
次に、工事概要について御説明申し上げます。お手元の第２回定例会資料、24ページから34ページを併せて御覧ください。
東川町東町２丁目、全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザの新築工事です。共生プラザは、集会所と事務所の用途として、鉄骨造２階建て、延べ床面積1,756.03平米、羽衣公園の東側、旧忠別ダム建設事務所跡地に建設します。
現在、造成工事を行っており、今後、外構工事を発注する予定です。
冷暖房はプロパンガスをエネルギー源として、停電時にも空調設備が機能するよう計画しています。ガスによる発電機も備え、災害時にも使用できる施設となります。
資料26ページを御覧ください。１階は事務所、ラウンジ、こどもランド、キッチン、相談室、機械室があり、こどもランドは建設予定地から伐採した白樺材を活用したボルタリングスペースを配置します。
また、ラウンジやボランティア活動ルーム、キッチンが壁のない、お互いに様子の見える空間内に配置し、ラウンジは、町民の憩いの場となる空間として御利用いただけ、１階と２階は吹き抜けにより結びつけられることで、空間の一体性が創出され、異なる階で行われている活動や、そこにいる人々の気配が、互いに感じられるように設計されています。
資料27ページを御覧ください。２階は、自由な部屋等活動ルーム、健康づくりルーム、相談室があり、自由な部屋と健康づくりルームの間も、一部壁はなく、互いの活動の様子が見えるよう配置し、ボランティア活動やサークル活動をしている人たちが、健康づくりに興味を引かれ、近づいて様子を見に行ったり、話を聞いたりして運動するようになっていく流れを、自然に生み出すことができるよう配置し、多様な活躍・仕事・健康づくり等のために使うことができる全世代共生型の、交流×活躍×健康の相乗効果を創出する複合型施設となります。
建設の周囲は、町道公園線道路に接する南側は、バスや送迎車両が出入りできるエントランス。北東側には、菜園や水のステージ、ひさしのあるウッドデッキ、園路など、屋外広場、駐車場を整備します。
外観及びラウンジ周辺は、隈研吾建築都市設計事務所にデザイン監修をいただいております。
最後になりましたが、支出科目については、令和３年度繰越明許予算、２款総務費２項企画費８目地方創生推進費14節工事請負費であります。
工事契約期間は、令和５年２月28日までを予定しております。
以上、簡単ではありますが、議案第８号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１番、杉本議員。

１番（杉本岳大君）　資料の30ページの外構図のほうをちょっと見ているんですけれども、南側、東側、西側と道路であったり境界が示されていると思うんですけれども、北側のこの境界というんですか、北側、その用地が北側に、どれぐらい余白、余白というんですか、余っている土地といったらおかしいですけど、今後何かに利用できる土地が残っているのかどうかという

のをちょっとお聞きしたいのと、あと、31ページの水のステージというんですかね。今、これ図面、大きく出ているかと思うんですけど、このブルーのところが、水が入るというところですか、ステージは中央にあってということなんで、この活用方法を、ちょっとお聞きしたいです。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　まず私のほうからは、北側の土地について回答させていただきますが、駐車場よりも北側には、今後活用できる用地はございませんので、北側は駐車場が一番北限ということになります。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　次に、31ページの水のステージでございますけども、こちら、水の深さ大体８センチぐらいで、子どもが足首くらいの深さということで、キトウシ森林公園にあるようなじゃぶじゃぶ池をイメージしたような形で、子どもたちが水遊びできるスペースということでなっております。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。11番、鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　今のに少し関連しますけれども、こういう施設を造るときに、必ず今まで出てきたのが、その子どもの居場所、遊び場所が不足しているというか、そういう意見が町民から、かなりいただいております。
　それで、前にもちょっとお伺いしたことありますけれども、この中に、こどもランドというのがあって、ボルタリングが、今、予定されているということでございました。そして、外側にじゃぶじゃぶ池のような水のスペースがあると、遊ぶスペースがあるということですけれども、この施設の中でそういう子どもに関わるいろんなものを造るときに、そういう町民の方々から意見を聞くというようなことは考えていらっしゃらないでしょうか。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいま御質問ありました、こどもランドの関係でございますけれども、先ほど説明がありましたとおり、ボルタリングスペースをこちらに設置する予定でございます。
　この場所、母と一緒に乳幼児が利用したりですとか、小学生の利用を想定しておりまして、固定式の遊具等を置いてしまいますと、広く有効に使えないと、遊べるスペースも限定されます。また、遊べる年代も限定されてしまうということもございますので、今の計画としては、あらゆる利用を想定した場所としたいと考えておりますので、御意見ある方につきましては、出していただくことについては妨げるものではござい

ませんが、基本的には広く活用したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　そうですね、確かに狭いスペースのようですから、固定するものは置けないかと思いますけれども、外のことも含めまして、どういうような子どもたちの遊びスペースが取れるかというようなことを、ぜひ町民の御意見を実現できるかどうかというのは、ちょっと別にしましても、町民の意見も少し聞いていただいて、今後の参考にしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。５番、能登議員。

５番（能登暢吉君）　ちょっと図面では、ちょっと分かりにくいんですけれども、大きさはどのぐらいのものか、ちょっと何となくぴんとは来ないんですけれども、子どもさんが利用するとしたら、これ、どのぐらいの人数が利用できるのかなということと、あと、８センチぐらいと言いましたか、それは、常時流れていると、水が流れているという状況なのかというふうな感じで感触持っているんですけれども、そうなると、地下水を利用する。そのままくみ上げていると冷たいんだけど、その冷たさでどれぐらいの期間しか利用できないとかって、いろいろあると思うんだけど、その辺はどういう仕組みなのかなということを、もう少し詳しくお願いします。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　外の水のステージの関係でございますけれども、大体、子どもたち20人ぐらいが遊べるようなスペースとなっております。
　また、周りに芝生広場もありますので、そういったところを活用しながら遊んでいただくというようなスペースとなっております。

議長（高橋昭典君）　矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　水の循環の関係につきましては、常時循環すると、やはり議員がおっしゃるように冷たいものでありますので、ある程度ためて、あとは定期的に入替えができるような形で運用できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　能登議員。

５番（能登暢吉君）　あと利用期間って、これ、かなり短くなるんではないかと思うんだけども、二月使えるのか、ちょっと分かんないけど、その辺の利用期間の

ほう、どのぐらい考えているのかなということ、分かれば。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　現在想定されるのは、ゴールデンウィークから９月ぐらいの利用が最大かなと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第８号について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第８号　全世代共生型“交流×活躍×健康”プラザ建設工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第14　議案第９号

議長（高橋昭典君）　日程第14「議案第９号　キトウシ保養施設太陽光発電設備整備工事請負契約について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第９号キトウシ保養施設太陽光発電設備整備工事請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。
令和４年６月13日、地方自治法施行令第167条及び東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付したキトウシ保養施設太陽光発電設備整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第９号キトウシ保養施設太陽光発電設備整備工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年６月13日、役場大会議室において午前10時15分から、電業・旭栄ミヤコ特定建設工事共同企業体、東邦・石森特定建設工事共同企業体、西山坂田・東川・大林特定建設工事共同企業体、以上、３特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格２億9,200万円に、消費税相当額100分の10を加算した価格３億2,120万円で、西山坂田・東川・大林特定建設工事共同企業体が落札いたしました。落札率は96.73％です。
したがいまして、契約の金額は３億2,120万円で、契約の相手方は、旭川市豊岡12条２丁目３番21号、西山坂田・東川・大林特定建設工事共同企業体、西山坂田電気株式会社代表取締役西山陽一であります。

次に、工事概要について御説明申し上げます。お手元の第２回定例会資料の35ページから37ページを併せて御覧ください。
東川町西４号北46番地、現在建設中のキトウシ保養施設で使用する太陽光発電設備の整備工事でございます。
資料37ページを御覧ください。23区会館裏の公共駐車場に580ワット規格の太陽光パネル504枚を設置し、公称最大出力約192キロワットの太陽光発電システムとなります。日射量によって変わりますが、予想発電量の約200キロワットから230キロワットがキトウシ保養施設へ送電される仕組みとなっており、電力のランニングコスト軽減が図られます。
本施設では、太陽光パネルで発電した電力を保養施設で活用するほか、余剰電力が出た場合には、蓄電池への充電を行います。
また、太陽光パネルでの発電量が少ない場合及び夜間など発電しない時間帯は、蓄電池及び北電から保養施設への電力供給も可能とする施設となります。
なお、蓄電池については企業版ふるさと納税により寄附頂けるめどが立ったため、蓄電池本体の価格は本契約には含まれておりません。
最後になりましたが、支出科目につきましては、令和４年度予算、５款農林費１項農業費３目農業振興特別対策費14節工事請負費であります。
工事契約期間は、令和５年２月28日までを予定しております。
以上、簡単ではありますが、議案第９号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　今回のこの太陽光パネルの設置の角度が何度なのか、分かれば教えていただきたいのと、それからもう１つは、この場所に関して、これを設置した場合に、今、太陽光発電でいろいろな話が出ているわけですが、パネルと、そのパネル自体が持つ熱でもって、その周辺の温度が、気温が上がるという現象がある話を聞いています。
ここの場合、隣に、すぐ民家があるというわけではないですが、裏側に、要はキトウシの山があるわけなので、ちょうど、それこそ桜の木の林です。山桜のところですけれども。その辺の植生に万が一影響はないんだろうかということ。
それから、あとは景観に関して、町民の方からもどのように設置されて、どのような景観に見えるんだろうかというあたりを、例えばＣＧのような形で予想図みたいな、予想、絵ですね。そういうものが示されないでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　私のほうからは、まず設置角度、それから太陽光のパネルの熱の問題についてお答えさせていただきます。
設置角度につきましては、これは現地で、現地調査、設置のときに現地調査を行いますので、そのときに最終確定となります。

方角につきましては、真南を向くという形になります。
また、太陽光の熱の問題につきましては、この地域、それからこの場所で大きな問題ということになることは、技術者のほうからも聞いておりませんので、そういった植生の問題が出るということはないかと思っています。

議長（高橋昭典君）　産業振興課長。

産業振興課長（菊地伸君）　私のほうからは、最後の質問で景観に関することで、住民の方々にＣＧなど、イメージで伝わるようなものを見せることはできないかという御質問だったと思うんですが、この辺については、事業計画の段階で地元のキトウシ自治振興会の役員会、そして、その後のコミュニティー推進会議、その後、同日、キトウシ自治振興会の町内会長ほかもお集まりいただいた会議において説明をさせていただきました。
前段、役員等に御説明をした際にＣＧ的なイメージ図をどういうふうに見えるかということも、必要によってはつくろうと思っていますというお話しをさせていただいたんですが、場所の状況から推測ができるし、特にそこまで必要ないんではないかという御意見がありまして、作成に至らなかったということで、それを含めて地元合意をいただいているということで、御理解いただければと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。11番、鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）　ちょっと私も現地を見させていただきました。
駐車場のところはコンクリートが打ってありましたけれども、アスファルトですか。その外れと手前のほうは、沼地みたくなっていますね。木を伐採した後ですけれども、そこのところは活用するのかどうなのかということが１つと、それから、先ほどの説明で、パネルは南向きにするというお話がございました。
実は、この右側のほうは、ちょっと山の影になっていまして、南側が果たして最も効果的に太陽を受けられるかどうかというのをちょっと私、疑問を持っていまして、ちょっと西日がかなり当たるところなんです、ここ。ですから、ちょっと西向きにしたほうが効率的にいいのではないかと思いますけども、専門家の方々の意見なんかも含めてどういうふうにお考えになっているのかというのがお伺いしたいということです。
それから、当然、積雪がありますので冬季間、雪を下ろすほうが効果的な発電ができるというのが出ております。特に２月、３月が雪の反射光も含めて効果的に発電効率がいいというふうにいわれておりますので、その辺の管理をどういうふうに考えているのか、併せてお伺いします。

議長（高橋昭典君）　矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目　ただいま御質問のありました太陽光のパネル設置位置のちょうど南側のアスファルトから南側の部分については、そこにもこの図面にあり

俊之君）	ますように太陽光パネルを設置するようになっております。真南というか、今、木の伐採等、昨年の強風によって倒れていた部分もありますので、それを整理した中で真南には障害となる樹木はございません。ただ、東の部分は一部かぶる部分はありますが、これはもうこの形状上、致し方ない部分があるかなというところと、向きにつきましても真南が今、設計基本ではありますけども、あとは施工業者のほうで最終的に東川町の地理関係を確認して設置となりますが、ベースとしては真南であるということと、管理の部分につきましては、このキトウシ保養施設も運営会社、今、プロポーザルをかけている段階ですけども、この太陽光設備も一体として管理をしていただくと。もちろんランニングコストを変えていこうということであれば、雪下ろしもするでしょうし、定期的なこの機械設備としての長寿命化というか、かけられるような手入れもしていただかなければいけませんので、それは依頼していくという内容でございます。よろしくお願いいたします。
議長（高橋昭典君）	11番、鶴間議員。
11番（鶴間松彦君）	そうしますと、今の沼地になっている部分はもう含まれるということになりますと、今、沼地のところの工事、アスファルトにするのか何にするのか分かりませんけども、その辺の工事の費用はこの中に含まれていないっていうことですか。別にまた工事を発注するということになるんでしょうか。 それが１つと、ぜひ角度については専門家の意見も十分聞きながら効率的な角度に設定していただきたいなと思います。
議長（高橋昭典君）	都市建設課長。
都市建設課長（矢ノ目俊之君）	沼地の場所での設置とありますけども、沼地には設置はないです。沼地はそのまま空き地として活用するだけですので、そこは問題ないかと思っております。
議長（高橋昭典君）	ほかに質疑はありますか。２番、山家議員。
２番（山家祥幸君）	幼稚な質問になるかもしれませんけれど、37ページを見ると、この北７線道路の下側になるというとあそこの大きな駐車場のような意識しちゃうんですけども、当初はキトウシの温泉施設ののり面側か何かを使うようなことを聞いていたんですけど、あそこの道路も北７線になるんでしょうか。
議長（高橋昭典君）	菊地産業振興課長。
産業振興課長（菊地伸君）	ただいまの御質問ですが、当初、情報提供等から説明していた時点から検討の段階、当初、一番最初のときには大きな駐車場、今、くらし楽しくとかで使っている大きな駐車場になりますけどもそこも検討して

いる。ただし、その最終的には今ここの場所、23区の会館を挟んだ東側の北７線道路づきの場所になりますが、そこに太陽光パネルを設置するということで御説明をしてきたということでありまして、検討段階ではその斜面に設置できるかとか、そういうことも検討しましたがという言葉は使ったと思うんですが、最終的にはここの場所で施工するということで御説明してきた経過でございます。

議長（高橋昭典君）　２番、山家議員。

２番（山家祥幸君）　そうすると、今ある大きなあの駐車場は潰さないでできるという認識でよろしいんですね。

産業振興課長（菊地伸君）　はい。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　先ほども景観に関して質問があったと思うんですけども、ちょうど東川のキトウシの名物であるエゾヤマザクラの一体とすぐ隣接地ということで、気になるのはキトウシの温泉施設に上がって行くのぼり口のところから町を見下ろすような恰好で見るのが一番のビュースポットだというふうに思うんですが、そこからこの太陽光パネルがどの程度見えるものなのかなというところが、パネル自体の問題。

それから、今、図面を見ますと高圧架空線を張って電気を供給していくというふうになっているんですが、この架空線の電柱の高さ、これは何メートルあって、特に北７線道路、上をまたぐ形になると思うんですけど、その高圧線のイメージがものすごくおどろおどろしいような感じにイメージしちゃうんですけども、そのあたりが普段もそうなんですけども、桜の景観上、邪魔するものじゃないのかというところが気になるので、その高さとかも含めちょっと御説明いただけるでしょうか。

議長（高橋昭典君）　矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　まず、１点目の景観についてですけども、架台から太陽光パネルの最大値が4.5メートルだったと思うんですが、駐車場から７線道路まではさらにもっと高い場所になっています。ですので、景観への影響というのはありますけれども大きくはないという判断をしているのと、プラス、７線側の斜面には今後設置した後に植樹を計画しております。それは設置してみないと分かりませんので、どれぐらいになるかというのはちょっと把握はできないですけども、まずは設置した後の施工ということになります。

また、太陽光でつくられた電気というのは高圧の電気になります。れは架空ではなくて地下埋設ですので景観への影響というのはございません。地下埋設でちょうど大雪山自然学校の建物がある交差点のところ

までずっと地下埋設でいって、さらにキトウシの保養施設まで全て地下埋設でいきますので、露出で出てくるものとしては太陽光パネル、それからそれをコントロールするためのキュービクルしかございません。あとは施設のほうになりますけれども、架空の部分については、これはもともと既存で、今、北電の電気とか入っています。そこはいじりませんのでそのままその架空の電柱が今の状態のまま生かされるということになりますので、御理解いただければと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。(「質疑なし」の声あり。)
これを持って質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第９号について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。(「質疑なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第９号　キトウシ保養施設太陽光発電設備整備工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。
ここで休憩を取りたいと思います。
再開、15時５分まで、13分間休憩いたします。再開は15時５分です。
（休憩宣言、14時52分）

全員おそろいでありますので、会議を再開いたします。
（再開宣言、15時03分）

○日程第15　議案第10号

議長（高橋昭典君）　日程第15「議案第10号　公園線道路改良工事請負契約について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。
矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第10号公園線道路改良工事請負契約について提案理由を御説明申し上げます。
令和４年６月７日、地方自治法施行令第167条及び東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付した公園線道路改良工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第10号公園線道路改良工事請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年６月７日、役場大会議室において午前10時20分から、株式会社小岩組、高橋建設株式会社、花本建設株式会社、株式会社藤田組、株式会社ベスト、以上５社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格１億2,860万円に消費税相当額100分の10を加算した価格１億4,146万円で、株式会社藤田組が落札いたしました。

落札率は95.52％です。
　したがいまして、契約の金額は１億4,146万円で、契約の相手方は東川町北町７丁目１番３号、株式会社藤田組取締役社長藤田裕司であります。
　次に工事概要について御説明申し上げます。
　お手元の第２回定例会資料の38、39ページを併せて御覧ください。平面図上の赤い部分となる1丁目道路から西3号道路までの道路改良延長431.2メートルです。
　資料39ページの標準断面図を御覧ください。道路の構成は、現状の４メートルの車道を車道幅員5.5メートル、路肩両端1.5メートルを合わせた７メートルへ拡幅し、路盤厚は凍上抑制層60センチ、下層路盤20センチの80センチ、舗装12センチの３層舗装となります。歩道は北側に設置する片側歩道とし、現状1.5メートルの歩道幅員を2.5メートルへ拡幅し、路盤厚は凍上抑制層17センチ、下層路盤10センチの27センチ、舗装３センチの１層舗装となります。今回の道路及び歩道の拡幅により、自転車専用道路及び緑地帯は廃止となります。
　最後になりましたが、支出科目につきましては、令和４年度予算、７款土木費４項都市建設費５目地方創生道整備推進事業14節工事請負費であります。
　工事契約期間は、令和５年１月31日までを予定しております。
　以上簡単でありますが、議案第10号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）
　これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）
　すぐ近隣に私住んでいまして、日常的に今公園道路、使用しているものなんですけども、ちょっと懸念しているところが今現状、道幅が非常に狭くて車通りづらいのはたしかなんですけど、その分、皆さんスピードゆっくり走っていまして、恐らく想像なんですけど、交通事故とかもないような状況だと思うんですね。それが今回道路拡幅するということで通りやすくなる一方、交通量も増えてスピードもちょっと上がり気味にならないかなというふうなことを懸念しておりますが、何か交通事故防止というか、そういった観点で策があるようであれば教えていただければと思います。
　それともう１点、今現状、緑地帯の辺りだと思うんですけども、街灯がついているんですが、それが道路拡幅によってどうなるのか。廃止されて何か新しいものがつくものなのかどうなのか、その２点お願いいたします。

議長（高橋昭典君）
　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）
　道路の部分につきましては、現状1.5車線というか、非常に狭い道路ですので、あんまり速度を出すということは、また車自体が交差するということは非常に難しいことになっております。
　ただ、今回の改良によって、特別な道路になるわけではなくて、ほか

の町内の道路と同じ道路になりますので、それに対して特別な対策というよりは、ほかの道路と同じように安全対策を取るということは入り口論としてはございます。
　また、街灯につきましては、現状のものが撤去されますので、今度は歩道側の羽衣公園側に新たな街灯が設置されるということですので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。２番、山家議員。

２番（山家祥幸君）　工事の開始日は何日からになりますでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　工事の開始日は、この後、議決いただいて、その後、本契約、それから工事のスケジュール管理ということになりますので、現状ではまだ分かっておりません。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
　これをもって質疑を終結いたします。
　これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
　討論なしと認めます。
　議案第10号について採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。
　よって、「議案第10号　公園線道路改良工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第16　議案第11号

議長（高橋昭典君）　日程第16「議案第11号　東川第二小学校長寿命化改良工事第一工区請負契約について」を議題といたします。
　提案理由と議案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
　ただいま議題提案となりました議案第11号東川第二小学校長寿命化改良工事第一工区請負契約について提案理由を御説明申し上げます。
　令和４年６月７日、地方自治法施行令第167条及び東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付した東川第二小学校校舎長寿命化改良工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、議案第11号　東川第二小学校長寿命化改良工事第一工区請負契約についてであります。
　契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年６月７日、役場大会議室において午前10時から、荒井建設株式会社、高・

小岩特定建設工事共同企業体、橋本川島・畠山特定建設工事共同企業体、廣野・タカハタ特定建設工事共同企業体、盛永・ベスト特定建設工事共同企業体、吉宮・新谷特定建設工事共同企業体、以上１社、５共同企業体による指名競争入札を行いました。

入札は、１回目の入札金額２億2,800万円に消費税相当額100分の10を加算した価格２億5,080万円で、吉宮・新谷特定建設工事共同企業体が落札いたしました。落札率は96.66％です。

したがいまして、契約の金額は２億5,080万円で、契約の相手方は、旭川市６条通21丁目、吉宮・新谷特定建設工事共同企業体、吉宮建設株式会社代表取締役宮田昌英であります。

次に工事概要について御説明申し上げます。お手元の第２回定例会資料40ページから44ページを併せて御覧ください。

東川第二小学校は昭和52年に建設され、平成７年に給食棟が増築されました。

平成10年に大規模改造工事として外壁塗装及び内部部分補修、平成22年に耐震改修及び屋根塗装工事を実施してきました。今回の工事は平成22年以来の大規模な改修工事であり、建物の長寿命化を図ることを主とした工事となります。

長寿命化改良工事は、文部科学省の事業である学校施設環境改善交付金を活用し、学校施設の構造体の劣化対策や給水、電気設備等ライフラインの更新等を図ることによって、施設の耐久性を高め、省エネ化や多様な学習形態活動が行えるよう教育施設の環境整備を行うものです。

校舎はＲＣ造２階建て、体育館はＳ造２階建て。主な改修内容は、資料40ページ下にあります工事項目のとおりですが、41ページ以降、１階平面図、２階平面図、立面図にて説明させていただきます。

41ページの１階平面図を御覧ください。校舎棟では、床の張り替え、壁の塗装、天井の補修、内窓の設置、下駄箱の取替え、トイレ内照明に人感センサー設置、流し台・水栓の取替え、給水給湯配管・換気扇・電気ヒーター・消火栓ポンプの更新、エアコンの設置を計画しています。体育館棟では、床の塗装、ラインの引き直し、支柱用金物の設置、壁の塗装、鉄骨の塗装などを計画しています。

また、外部にあるキュービクル、井戸ポンプについても取替えをすることとしています。

42ページの２階平面図を御覧ください。校舎棟ですが、１階部分と同様に床、壁、天井、内窓、流し台、水栓、電気温水器の改修を行い、各教室にエアコンを設置します。

43ページの立面図を御覧ください。外観に係る部分につきましては、外壁・屋根の全てを塗装改修いたします。また、室内にエアコンを設置したことにより、室外機を壁面に設置する計画となっています。

本工事は、夏休み、冬休み等の長期休業期間を有効に活用し、児童をはじめとする利用者への影響を最小限にできるよう配慮して進めてまいります。

なお、給食棟部分については、東川第二小学校校舎長寿命化改良工事第二工区として、同じく６月７日に指名競争入札を行い、株式会社小岩組が落札し契約済みとなっており、一工区と同時進行で工事を進めてまいります。

最後になりましたが、支出科目につきましては、令和３年度繰越明許予算、９款教育費２項小学校費１目学校管理費14節工事請負費でありま

す。
　工事契約期間は、令和４年１月31日までを予定しております。
　以上、簡単ではありますが、議案第11号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。７番、藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）　ちょっと聞き漏らしたかも分かんないんですけれど、第二工区の給食施設、小岩組さん、契約幾らでした。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　先ほどの説明では契約金額は説明させていただいておりませんが、契約金額は1,881万円ということになります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑はありますか。10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　第三小学校で何度か取り上げていますけれども、給食室の臭いで工事の後、職員の方が臭いというよりも化学物質に反応されたというようなことがありまして、第二小学校の関係者の方でもやはり、そこをなかなか気にしていらっしゃるので、ちょっとこれ、もしかすると学校教育課のほうになるかもしれませんけれども、第三小学校のほうで結局原因究明とかができたのかどうか。
　それから、できなかったとして、今回の工事の中で何か配慮されていること。工事の配慮もありますけれども、あとは生徒ですとかに対して、保護者等に対して何か考慮されていることがあれば、御説明願います。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまの質問ですが、まず工事の関係については私のほうから回答させていただきますが、昨年度の第三小学校の工事において、化学物質の過敏症と思われる症状が出たということで、対策等調査を行っておりましたが、実際に施工時、それからその後の問題が発生した後のＶＯＣ検査を全て行いましたが、やはり全て適正範囲内ということでした。
　また、化学物質過敏症については、御存じのとおり、例えばシャンプーですとか洗剤ですとかアルコールですとか洗濯洗剤、そういったものいろんなものから発生されておりまして、どこに反応するかというのは分かりません。工事のほうとしましては換気を適切に行って、第三小学校でもあった事例を踏まえて、今回の施工業者には工事をする際の換気については徹底していくということは申し合せをしております。
　あと内部の運用面については、学校教育課のほうから回答していただければと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　大角学校教育課長。

学校教育課長（大角猛君）

前回、第三小学校のときには、調理員が臭いに反応したということで、具体的な原因ははっきりとは分かっていませんけども、壁の塗装の臭いですとか、その辺の臭いの過敏に反応したというところが１つ原因としてはあるのかなと思っております。

学校のほうとしては今、矢ノ目課長からもありましたけども、工事のほうとも話しをしながら、現場を換気する、それから児童生徒、先生、何かそういう症状があれば、すぐ訴えていただいて対応するというような、現場との打合せも、学校との打合せも随時行ってまいりますので、その中で対応していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

ほかに質疑ありますか。11番、鶴間議員。

11番（鶴間松彦君）

今の関係なんですけれども、あれですか、シックハウスの関係ですか、今の臭い過敏症というのは。

私も実はシックハウスの経験ありまして、旭川の保健所でもあったんですけども、相当重症な患者になることがあって、それでそれ以降かなり建設業者さんもそういうものを使わないような、主にのりですよね。床とか壁ののりなんですけど、使わないような方法だとか、それを軽減するようなものが出てきているはずなんですけれど、今はそういうような話聞いていませんか。改良されているとかということについて。

議長（高橋昭典君）

都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

東川町で建設する建築物については、全てそういった基準を満たしたものを使用しておりますので、基準を超える物質が入っている、例えば塗料ですとか、のり、そういったものは一切使用しておりません。

ですので、建設終わった後の必ずＶＯＣ検査というのがあるんですけども、ＶＯＣ検査でも全て基準値以下というふうになっております。

今回の事例につきましては、化学物質過敏症ですので、実際にはその個人の、個人差レベルがあるというところですので、それにどういった対応と配慮が必要かということだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

議案第11号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、「議案第11号　東川第二小学校長寿命化改良工事第一工区請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第17　議案第12号

議長（高橋昭典君）

日程第17「議案第12号　東川町立診療所大規模改修工事請負契約について」を議題といたします。

提案理由と議案の説明を求めます。矢ノ目都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）

ただいま議題提案となりました議案第12号東川町立診療所大規模改修工事請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

令和４年６月７日、地方自治法施行令第167条及び東川町財務規則第133条の規定に基づき、指名競争入札に付した東川町立診療所大規模改修工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、東川町立診療所大規模改修工事請負契約についてであります。

契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和４年６月７日、役場大会議室において午前10時10分から、荒井建設株式会社、新谷建設株式会社、株式会社高組、タカハタ建設株式会社、株式会社橋本川島コーポレーション、畠山建設株式会社、株式会社廣野組、株式会社盛永組、吉宮建設株式会社、以上９社による指名競争入札を行いました。

入札は、第１回入札価格１億7,460万円に、消費税相当額100分の10を加算した１億9,206万円で、株式会社高組が落札いたしました。落札率は96.67％です。

したがいまして、契約金額は１億9,206万円で、契約の相手方は旭川市３条通19丁目右10号、株式会社高組代表取締役社長高秀宣であります。

次に工事概要について御説明申し上げます。お手元の第２回定例会資料の45ページから48ページを併せて御覧ください。

東川町立診療所は平成12年に竣工し多くの方に利用されてきましたが、建設されてから大きな改修は一度も行われておらず、今回の工事が初めての大規模改修になります。

今回の工事は、建設後22年が経過し、内部、外部共に劣化が進んでいる東川町立診療所の長寿命化及び給排水設備・空調設備の更新の機能性の向上を主とした工事となります。

46ページの平面図を御覧ください。本工事では、床の張り替え、壁の塗装、壁紙の張り替え、建具の取替えと新設、サッシの改修、遮熱フィルムの張りつけ、事務室カウンター収納の新設、流し台・水栓の取替え、冷暖房機器・情報配線設備・放送設備・自動火災報知設備の更新等を計画しています。

47、48ページの立面図を御覧ください。外観に係る部分につきましては、屋根面はウレタン塗膜防水、外壁レンガタイル補修、その他外壁部分は吹きつけ塗装の上塗り塗装を計画しています。

戻りまして45ページの配置図を御覧ください。外構については、木造車庫の新設、既存車庫の除却・移設、役場側駐車場の白線ライン引き、羽衣公園側駐車場のアスファルト舗装新設、白線ライン引き等を計画しています。

本工事は、診療所としての機能を停止させることなく進める必要があ

りますので、診療所の休業日を有効に活用し、患者をはじめとする利用者への影響を最小限にできるよう配慮して進めてまいります。
最後になりましたが、支出科目につきましては、診療所特別会計、１款総務費１項施設管理費１目診療所一般管理費14節工事請負費であります。工事契約期間は、令和５年２月28日までを予定しております。
以上、簡単ではありますが、議案第12号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。４番、薦田議員。
起立してください。

４番（薦田敏次君）　あ、すいません。設備のところで放送設備ってなっていますけれども、どのような部分を指すのかが１つなんですけれども。なぜ聞くかと言うと、受付のところで会計とかするときに、お年寄りの方が聞こえないというか、呼んでもなかなか返事ができないって、そんなもんがあるんで、あそこにスピーカーなり何なりついて話しすれば出るのかと思いますし、あとナース室っていうか診察というわけじゃないですけども、血を採ったりとか止まったりするときに呼び出しをするのも職員が歩いていって、そこの受付のところまで行かないと聞こえないとか、そういうのもあるんで、そのあたりのものも改修してそういうのをやるのかどうか、そこをお願いします。

議長（高橋昭典君）　診療所事務長。

診療所事務長（金山裕之君）　私のほうからお答えをさせていただきます。
御質問いただきました、まずは放送設備に関してなんですけども、今事務室があるんですけれども、事務室が元の薬局を使うような形で現在使用しているんですね。いわゆる事務方の部門がセパレートされたような感じで事務を行っているわけでございます。
今回の改修において、その間仕切り壁を撤去して、巨大な一室空間にするということで、機能面、合理的を図るという工事なんですけども、その間仕切り壁に設置されております放送設備ですとか、火災報知設備、これらも更新するという意味合いがありまして、放送設備という表現をさせていただいております。
薦田議員言われたように、窓口のほうでお客様が聞こえないということも過去から課題になっておりましたので、今回の工事において会計表示システム、これを工事請負費の中に盛り込んで同時に発注しております。イメージとしましては、例えば旭川医科大学病院のように「何番の方、会計ができます」というようなモニター表示ですね。そういう形の中で、視覚的にお客様にも分かりやすいような、そういうシステムを導入することになっております。
それと診察の都度、お客様を口頭で呼び出しているという事実があるんですけども、実はそこからも放送ができるような設備というのは現状有しているんですけれども、なかなか使い切れていないという部分がありますんで、今回の工事において、いろいろ種々検討して、そういう部分が盛り込めるのであれば、そういう部分を盛り込んで工事を進めてい

きたいというふうに考えているものでございます。
御理解のほどよろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第12号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第12号　東川町立診療所大規模改修工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第18　議案第13号

議長（高橋昭典君）　日程第18「議案第13号　財産の取得について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題となりました議案第13号財産の取得について、提案理由を御説明申し上げます。
次のとおり、建設機械、除雪ドーザ13トン級を取得したいので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
取得する財産は、建設機械、除雪ドーザ13トン級で、数量は１台であります。
契約の方法につきましては、指名競争入札による契約であり、令和４年５月12日午前10時より役場第２会議室におきまして、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店、北海道川崎建機株式会社旭川支店、以上２社による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格2,300万円に消費税相当額100分の10を加算した価格2,530万円で、北海道川崎建機株式会社旭川支店が落札いたしました。落札率は79.09％です。
したがいまして、契約の金額は2,530万円で、契約の相手方は北海道川崎建機株式会社旭川支店、熊谷伸哉であります。
支出科目につきましては、７款土木費４項建設費３目社会資本整備道路事業費17節備品購入費であります。
現在、建設機械として使用しているドーザは７台あり、今回取得するドーザを合わせると８台となりますが、冬期除雪作業員の人員を勘案し増台する事により除雪作業効率が図れることから購入するものです。
次に、建設機械の概要につきまして簡単に御説明申し上げますので、第２回定例会資料49、50ページを御覧ください。メーカーは日立建機で、車種はＺＷ180、乗車定員は運転手を含めて２人乗りであります。
外装は黄色で、車体両側面に東川町と表示することとしています。
なお、納期につきましては、令和４年12月30日を予定しております。
以上、簡単ではありますが、議案第13号の提案理由の説明とさせてい

ただきますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第13号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第13号　財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第19　議案第14号

議長（高橋昭典君）　日程第19「議案第14号　東川町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。町長。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
それでは、議案第14号東川町農業委員会委員の任命についてを提案をさせていただきます。
下記の者を、東川町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。
記。番号１、住所、[redacted]、氏名、山中伸幸、生年月日、[redacted]生れであります。
提案理由でございますが、東川町農業委員会委員に欠員が生じ、欠員と同数の推薦があったため、議会の同意を求めるものであります。
なお、任期につきましては、残任期間の令和５年７月19日までであります。
以上でございます。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
本件は人事案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決は、起立採決といたします。
「議案第14号　東川町農業委員会委員の任命について」、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。(起立全員)
起立全員であります。
よって、「議案第14号　東川町農業委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することに決しました。

○日程第20　諮問第１号

議長（高橋昭典君）　日程第20「諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。松岡町長。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
それでは、諮問の第１号をさせていただきます。
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。
下記の者を人権擁護委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の意見を求める。
記。住所、[redacted]、氏名、盛永小夜子、生年月日、[redacted]生れ、満70歳であります。
もう１名でありますが、住所、[redacted]、氏名、松林加代子、生年月日、[redacted]生れ、満70歳でございます。
提案理由でありますが、任期満了のため、再任を求めるものであります。
なお、任期につきましては、令和４年10月１日から令和７年９月30日となるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は人事案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決は、起立採決とします。
「諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり推薦することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、「諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、原案のとおり推薦することに決しました。

○日程第21　報告第１号

議長（高橋昭典君）　日程第21「報告第１号　令和３年度東川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。
提出者より報告を求めます。企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
ただいま議題となりました報告第１号令和３年度東川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御報告いたします。
令和３年度東川町一般会計予算において設定した繰越明許費について、次のとおり繰越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告いたします。
はじめに、２款総務費１項総務管理費、職員人件費4,430万円は、令和３年度第９号補正及び第10号補正で繰越設定させていただきました萬二橋長寿命化修繕事業、全世代共生型”交流×活躍×健康”プラザ整備事業に係る職員人件費について、全額繰越して実施するものです。
次の２項企画費、写真の町国際化推進事業100万円は、令和３年度第

９号補正で繰越設定させていただきました、令和３年度東川賞海外作家賞の中国の受賞者が授賞式開催の際に来町することができず賞金をお渡しすることができなかったため、全額繰越してお支払いするものです。

次の全世代共生型”交流×活躍×健康”プラザ整備事業12億6,748万9,000円は、令和３年度第10号補正で繰越し設定させていただきました、全世代共生型”交流×活躍×健康”プラザ整備に係る経費について全額繰越して実施するものです。

次の４項戸籍住民基本台帳費マイナンバー関連事業273万3,000円は、令和３年度第９号補正で繰越設定させていただきましたマイナンバーのシステム改修に係る事業費について全額繰越して実施するものです。

次の３款民生費１項社会福祉費、社会福祉対策事業2,654万2,000円は、令和３年度第10号補正で繰越し設定させていただきました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未申請者分について、事業費5,360万円のうち2,654万2,000円を繰り越して実施するものです。

次の４款衛生費１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,308万8,000円は、令和３年度第10号補正で繰越し設定させていただきましたワクチン接種に係る事業費3,000万円のうち2,308万8,000円を繰越して実施するものです。

次の７款土木費４項都市建設費、萬二橋長寿命化修繕事業2,400万円は、令和３年度第10号補正で繰越設定させていただきました萬二橋長寿命化修繕事業に係る経費について全額繰越して実施するものです。

次の９款教育費２項小学校費東川小学校管理事業から第三小学校管理事業までの４事業405万円は、令和３年度第９号補正で繰越設定させていただきました各小学校における感染症対策、学習支援備品の購入に要する事業費について、国庫補助金が国側で繰越しされることに伴い、全額繰越して実施するものです。

同じく小学校費、第二小学校校舎等長寿命化改良事業２億7,081万6,000円は、令和３年度第10号補正で繰越し設定させていただきました第二小学校校舎等長寿命化改良事業に係る経費について、国庫補助金が国側で繰越しされたことに伴い、全額繰越して実施するものです。

最後の９款教育費３項中学校費、中学校維持管理事業90万円は、令和３年度第９号補正で繰越し設定させていただきました中学校における感染症対策、学習支援備品に係る事業費について、国庫補助金が国側で繰越しされたことに伴い、全額繰越して実施するものでございます。

これら13事業、総額16億6,491万8,000円を令和４年度に繰越して事業費を実施するものでございます。

以上、簡単ですが、令和３年度一般会計予算において設定した繰越明許費の繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　本件は、報告案件でありますが、質疑があれば答弁していただくこととして発言を許します。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

本案は報告済みといたします。

○日程第22　報告第２号

議長（高橋昭典君）　日程第22「報告第２号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。
提出者より報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま報告案件となりました、報告第２号令和３年度東川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告申し上げます。
令和３年度東川町公共下水道事業特別会計予算において設定した繰越明許費について、次のとおり繰越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告する。
本件は令和４年第１回定例会、議案第５号で可決をいただきました令和３年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の旭川広域圏下水道施工事業負担金の繰越し設定を計算し報告するものでございます。
旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町の１市５町で構成する旭川広域圏下水道施工事業負担金として、西部処理区施設整備事業にて2,040万8,000円を令和４年度予算に繰越し、財源内訳については下水道事業債の対象事業費の10万円未満を切捨てとなる2,000万円と、一般財源が40万8,000円になるものでございます。
以上、簡単ではございますが、報告第２号令和３年度東川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の説明とさせていただきます。

議長（高橋昭典君）　本件は、報告案件でありますが、質疑があれば答弁していただくこととして発言を許します。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本案は報告済みといたします。

○日程第23・24　報告第３号・報告第４号

議長（高橋昭典君　次に、日程第23「報告第３号」及び日程第24「報告４号」は、いずれも町が出資している法人の令和３年事業年度の決算及び令和４年事業年度の事業計画であり、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき提出された報告案件であります。
本件を２件一括議題といたします。
なお、この案件については、後日詳しく報告を求めることとし、今報告については、簡潔にお願いをいたします。平田副町長。

副町長（平田章洋君）　（登壇）
ただいま一括して議題となりました報告第３号及び報告第４号について、それぞれ説明いたします。
それでは、報告第３号令和３年度東川町土地開発公社の決算及び令和４年度の事業計画について、地方自治法243条の３第２項の規定に基づき、別紙のとおり提出するものです。
まず、令和３年度事業報告ですが、めくって１ページをお開きください。事業総括として、事業計画では、15区画の販売を目標として業務を

行った結果、７行目の記載のとおり、全体で16区画の販売実績でした。年度末の残区画は、８行目記載のとおり、３地区の団地で28区画です。

次に、理事会の開催は、記載のとおり４回であります。

次のページ、３の１の売払いですが、分譲宅地販売実績で新栄団地５次５区画、ガーデンコートキトウシⅡ２区画、友遊団地１区画、友遊団地Ⅱ４区画、グレースヴィレッジ４区画、４区画につきましては買戻しも含みます。売却価格で9,846万円になります。

次の３ページは、（２）買戻し１件と令和３年度理事等の名簿です。

次に、決算報告ですが、４ページ、５ページのかがみは省略し、６ページが３年度末の総資産を示す貸借対照表です。

これを説明する前に、次の７ページが損益計算書で、下段の当期純利益が3,807万円の赤字決算となっていますので、先に７ページの年間収支について説明します。

上段より、土地造成事業収益は16区画の売却価格9,846万円で、この収益に対し、原価は5,916万4,000円。したがって、利益は3,929万5,000円、今申し上げました収益と原価の明細は11ページに記載されていますので、後ほど御覧ください。

販売及び一般管理費は819万円。この内訳につきましては、12ページのほうに載っておりますので、後ほどこれについても御覧いただきたいと思います。一般管理費の819万円で、事業利益は差引き3,110万5,000円です。

事業外では、受取利息ほかで４万8,000円でありますが、事業外費用の雑損失が1,922万3,000円、恐縮ですが、13ページをお開きいただきたいのですが、上段の４は、先に申した事業外の収益４万8,000円の内訳で、下の段の５事業外費用で、草刈りの雑損失101万3,000円を加え、町の一般会計に対して、施設整備負担金として、過年度において土地開発公社が販売した団地造成地内で町が工事を実施した公共施設工事の起債償還額から交付税補填を除く真水負担分、1,821万円分を土地開発公社から町の一般会計に負担金として納めている分と、６特別損失として、町に寄附した5,000万円を計上しています。この5,000万円については、せんとぴゅあⅡの建設分になります。

８ページに戻っていただいて、したがって、当期純利益はマイナス3,807万円の赤字決算となりますが、言い換えると、5,000万円の寄附を除くと、事業費ベースで1,192万9,000円の黒字であります。

次に、６ページの年度末貸借対照表に戻っていただいて、令和３年度末の財産の総額を示していますが、大まかに言いますと、預金は２億7,485万6,000円、完成土地が5,001万4,000円、未成土地が2,337万9,000円、合わせて３億4,824万9,000円の資産合計です。

負債及び資本の欄では、事業未払金で1,948万6,000円、預り金１万円、流動負債の合計が1,949万7,000円、固定負債がないことから、負債の合計額が同額です。

資本は、基本財産300万円、準備金で前期繰越準備金３億6,382万2,000円から令和２年度の赤字分3,807万円を引いて、資本の計は３億2,575万2,000円に基本財産を加えた資本の計は３億2,875万2,000円、負債・資本の合計は、負債計1,949万7,000円を加えた３億4,824万9,000円です。

今説明した貸借対照表の明細は、８ページから９ページに記載されておりますので、後ほど御覧ください。

以上が決算です。14ページに監事の意見書を添付しております。
次に、令和４年度事業計画ですが、16ページをお開きください。
基本方針前段の情勢分析は省略し、具体的な宅地の分譲計画は、中ほど（１）の宅地の分譲の欄記載の友遊団地と新栄団地第５次の完成区画11区画の販売目標としています。
その下、２事業、記載の完成土地計28区画の分譲と管理、（２）では、新宅地造成計画で北町３丁目としていますが、昨年までタマネギ畑として使用していた用地です。現在、予定としましては、用地購入につきましては今月末契約の予定でございます。工事着手につきましては来月７月から着工予定、工事完成につきましては来年の８月を予定しておりまして、同じく分譲開始も８月から行う予定で工事を進める予定でございます。
次の17ページは、令和４年度土地開発公社収支予算のかがみで、詳細は次の18ページ、収支予算説明書でお話しします。
令和４年計画予算の欄、左の欄の事業収益の土地造成は、先に申した11区画の宅地分譲で5,323万8,000円、事業外収益６万2,000円を合わせて、収入合計5,330万円を見込んでいます。
一方、事業費用は、土地造成原価が2,222万1,000円、運営管理費は1,000万円で、内訳はこの表の右に記載の内容となっていますので、後ほど御覧ください。
この計3,222万1,000円に事業外費用2,027万9,000円を加え、支出合計5,250万円で、純利益は収支の差80万円を見込んでいます。
なお、雑損失の2,027万9,000円の内訳は、右側説明の欄の一番下に記載のとおり、宅地造成に係る町が執行した公共施設の真水分の負担と草刈り費用です。
このことを踏まえた予定貸借表は次の19ページです。令和４年度末では、表の右側、期末残高、資産合計３億4,454万9,000円を予定しています。20ページは、本年度の役員名簿です。
以上が土地開発公社決算及び事業計画であります。
次に、報告第４号令和３年度株式会社東川振興公社の事業報告と決算及び令和４年度事業計画について報告いたします。
では、令和３年度事業報告と決算報告ですが、１ページをお開きください。
令和３年度事業報告で、令和３年度は昨年に引き続き、新型コロナウイルスの流行により、宿泊関連部門に大きな影響があり、ホテル、防災宿泊センター、パークゴルフ場で合わせて約4,531万7,000円の赤字が生じました。
地方創生推進交付金事業を東川振興公社が地方再生推進法人として受託し、その諸経費に相当する利益で補填する形で決算した結果、公社全体では20万7,000円の黒字決算となりました。
次に、部門別事業概要ですが、１から７まで特徴的な事業を記載されていますが、時間の関係から個別説明を省略し、部門別決算説明時に補足説明します。
次のページ、３ページ、貸借対照表を御覧いただきたいと思います。
令和３年度末の資産合計並びに負債と純資産の合計は１億5,997万9,000円で、内訳は下に記載のとおりであります。
なお、未収金や未払費用が大きな数字になっていますが、３月末の数字であり、現時点では全て解消されています。

隣の４ページ、損益計算書、単年度収支ですが、1,000円以下の端数を省略し、売上高は、右側の上、14億3,220万1,000円、原価がその下、４億4,621万3,000円、売上利益がその下、９億8,598万7,000円ですが、販売及び一般管理費が９億9,853万9,000円、内訳は次の５ページに記載されていますので、後ほど御覧ください。

このことから、営業利益が1,255万2,000円のマイナスとなります。

反面、営業外収益1,465万4,000円を加え、営業外費用の支払利息、雑損失の165万3,000円を減じることにより、44万9,000円の経常黒字であり、特別利益29万9,000円を加え、固定資産除却損を減じて、税引き前利益45万7,000円、ここから税金を支払うと20万7,893円の黒字決算となり、これに前期繰越利益を合わせ、３年度末の未処分利益は1,042万9,561円となるものです。

６ページの株主資本等の変動計算書は、この未処分利益と資本金1,200万を加えた2,242万9,561円が株主資本となります。

めくって７ページは監査報告書です。

次に、８ページの縦の表は、部門ごとに分けて集計した振興公社の収支決算ですが、左側からキトウシ森林公園、次にパークゴルフ場、物販と続き、ホテルまで、右端が合計で、上の段、収入の計は14億4,715万4,000円、下の段の支出の計が14億4,694万6,000円で、その一番下、20万7,000円の黒字であります。これが先の４ページの損益計算書の黒字額であります。また、それぞれの部門の一番下には部門別の収支が記載されています。

キトウシ公園のマイナス8,394万円は振興公社の本体ですので除いて、先に申したように、ホテルの赤字、次に赤字が大きいパークゴルフ場で、昨年の決算に比べ赤字額が約272万増えていますが、この分析は後ほど個別のページで説明します。

次は防災宿泊センターで、昨年約855万5,000円の赤字に引き続き、短期留学生の減少によりマイナス531万5,000円となり、これらの赤字を生涯活躍・コンステレーション等の地方創生推進委託事業でカバーしている決算となっています。

10ページ以降は、それぞれの部門別に決算を添付しておりますが、個別説明を省略し、後ほど御覧いただきたいと思います。

先に申した11ページのパークゴルフ場ですが、これは、親水パークゴルフとキトウシパークゴルフ場の合算で、上の段、収入の有料施設使用料922万5,000円、この表には出ていませんが、昨年の決算が1,023万3,000円で、100万8,000円の減額をしていますが、これはコロナウイルスの影響が出ているものと思われます。利用者数は前年比97％で減少しています。特にキトウシパークゴルフ場分だけで抜き出すと、収入307万1,000円に対して、費用は1,248万5,000円で、941万3,000円の赤字です。実際、100円もうけるのに406円かかっている計算になり、今後のパークゴルフ場の運営方法にさらに検討する必要があります。

次のページ以降、部門別の収支の内訳が記載されています。

12ページ物販、5,138万3,000円のプラスで、大半は株主の返礼品の益です。13ページはカフェＺＥＮ、14ページは国際交流会館で、寮費等で8,980万6,000円の収入になります。前年と比較し、1,711万6,000円の減額で、これも同じくコロナウイルスの影響が大きく出ているものと思われます。そのトータルで30万4,000円の赤字決算となっております。

15ページが委託部門、16ページが防災宿泊センターが載っております

が、これについてもコロナウイルスの影響でマイナス531万5,000円の赤字決算となりました。17ページが暮らし体験館、18ページから23ページにつきましては地方創生推進事業の委託部分でございますので、この本会議終了後の情報提供で資料配付させていただきますので、よろしくお願いします。

24ページのスキー場では、令和３年度決算では6,864万4,000円で、約87万7,000円の黒字となっており、令和２年に続き黒字決算となっております。25ページは高原ホテルで、昨年４月から施設建て替えのため、入浴と食堂のみの営業で、本決算では2,135万1,000円の収入で、約2,144万9,000円の赤字です。

以上が令和３年度の決算です。

次に、令和４年度の事業計画と予算について説明いたします。

27ページを御覧ください。これは東川振興公社の令和４年度の事業方針が記載されていますが、そこは省略させていただきまして、以下１から10、具体的な事業計画を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次の28ページ、令和４年度の各部門の事業収支でありますが、29ページの右端合計欄、歳入合計は15億2,337万9,000円、下の支出の欄、合計の右端、15億2,231万1,000円で、その下、差引き、公社全体で106万8,000円の黒字決算を予定しています。

全体の枠組み、前年度同様、大まかに言いますと、キトウシ森林公園、パークゴルフ場、防災宿泊センター、暮らし体験館の赤字を、物販と国際交流会館、コンステ、文化を拠点の価値連鎖とか、そういった部分の創生推進交付金事業、町からの委託益で補うこととしております。

30ページからは部門別の予算で、中ほど、令和４年度予算の欄を御覧いただきたいと思いますが、新型コロナの影響が現れているところを中心に説明いたします。

キトウシ森林公園本体は、収入のケビン等の施設収入は、令和３年度棟数につきましても２棟新たに増えておりますけれども、前年実績並みの若干の増加の部分で2,244万円としています。収支につきましては、建設負担金、償還金等を含め、森林公園全体につきましては１億1,467万8,000円のマイナスとなります。

めくって31ページはパークゴルフ場で、マイナス1,686万4,000円、32ページは物販で、株主の返礼品の取扱いによる収益を見込んでいます。

33ページはカフェＺＥＮ、34ページにつきましては国際交流会館です。寮費の収入をコロナ禍から回復することを考慮し、前年予算比118％の１億3,722万1,000円を見込み、最終的な収支はプラス1,463万6,000円としています。

35ページは委託部門であります。

次に、36ページ、37ページの防災宿泊センター、暮らし体験館は、コロナウイルスの関係から改善に向かうものの、短期留学生の受入れがすぐに回復しないことから赤字予算としております。

38ページ、42ページまでは、地方創生推進事業、地方再生推進法人として町から振興公社への委託事業です。

43ページはスキー場で、令和４年度予算は通常年として予算組みで30万のプラス予算です。

なお、ホテルについては建て替え中のため、予算計上しておりません。トロン温泉、サウナ等の入浴施設と地場食材販売力強化施設として国の交付金を受け、令和５年の３月末完成予定で工事を進めています。

以上が令和４年度の収支計画であります。
最後に、44ページには、役員名簿と株主名簿を添付させていただきましたが、令和４年度役員の一部変更がございます。令和３年度まで取締役会長でありました鬼塚会長が退職したのに伴い、５月27日の株主総会で私が会長に就かさせていただくことになりました。そのほか、取締役に新たに東川町商工会高木正晴さん、監査役には北央信用組合支店長川東寿春さんが就任しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
以上が報告第３号及び報告第４号であります。
承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　報告第３号、報告第４号については、審議冒頭において、この案件については報告済みとし、報告と質疑を重点的に行うということで、後日、平田副町長と日程調整した上、この部分だけ改めて協議をしたいというふうに考えております。報告済みは認めますので、よろしくお願いいたします。
そういうことで、議事進行上の都合、この後の日程もありますので、そういった取扱い、取り計らいでお願いをしたいと思います。
おおむね大体分かったのかなとは思いますが、数字が多岐にわたっていますので、慎重を期すということで、質疑を続けてまいりたいと思います。
よろしゅうございますか。（「異議なし」の声あり。）
ありがとうございます。本案は報告済みといたします。

○日程第25～27　閉会中の所管事務等の調査の申し出

議長（高橋昭典君）　次に、日程第25から日程第27までは、各常任委員会委員長並びに議会運営委員長からの閉会中の所管事務調査の申出であります。これを一括議題といたします。
申出の内容は、各委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付されている申出書のとおりであります。
各委員長から申出のとおり、決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査等の調査とすることに決定いたしました。

○日程第28　議員派遣について

議長（高橋昭典君）　日程第28「議員派遣について」を議題といたします。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。
別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、別紙のとおり、議員派遣することに決しました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）	以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。 これをもって、令和４年東川町議会第２回定例会を閉会いたします。 長時間にわたりまして議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。 これをもって、閉会といたします。御苦労さまでした。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　鶴間　松彦

会議録署名議員　　杉本　岳大